

欧州共同体とガット

—東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—

安藤 研 一

はじめに

戦後の西欧を特徴付けてきた欧州共同体 (European Community, EC) による経済統合は、EC独自の構築物を形成してくる複雑な動態を示すと同時に、直接、間接に残余世界に対しても影響を及ぼしてきた。加盟国がECへ一部の“主権の委譲”を行うところに、特異な国際機関としてのECの独自性が見いだされる。しかしECの発展の歴史は、“主権の委譲”の過程が必ずしも直線的に進むものではなく、時に停滞・失敗を経験し、時に目覚ましい前進を示すことを教えている。そして、ECの発展は、残余世界の影響から独立して進むものではなく、むしろそれから作用を受け、反作用を与えながら進行するものでもある。本稿では、ECの対外関係を律する共通通商政策 (Common Commercial Policy, CCP) の具体的検討を通じて、EC統合の動態に迫ろうというものである。

ECが対外経済関係を再編成する場合、CCPは最も重要な政策手段である。単にローマ条約に明確な条文があるからというだけでなく、ECがまず第一に経済統合を基礎としているからである。CCPは、対外共通関税を設定する一方で、特に過渡期終了後の1970年以降、加盟国を代表して域外第三国との間に各種の通商協定を締結してきた。ECが結んできた一連の通商協定は、相互に内容が異なるものであり、“通商協定の階層 (Hierarchy of Trade Agreements)” と呼ばれている¹⁾ “通商協定の階層” に代表されるCCPの特徴は、ECの“地域主義”ないしは“双務主義”に根差したものであり、ガット (関税と貿易に関する一般協定、General Agreement on Tariffs and Trade,

GATT)との間に緊張関係を持たざるをえない。何故なら、後者は“自由・無差別・多角主義”を基本原理としているからである。ECとガットの緊張関係が最も先鋭的な形で現れたのが、1973年から1979年にかけて行われた第7回多角的通商交渉、東京ラウンドにおけるECの選択的セーフガードの追求である。そこで、本稿は、この問題を中心にCCPとガットとの緊張関係を分析していく。これはまた、選択的セーフガードがECにとって重要な課題として登場してくる経緯を分析した著者の前稿⁽²⁾において、残された課題として留保しておいた問題に解答を与えるものでもある。

ところで、ECとガットとの関係に関する研究がこれまで存在しなかったわけではない。そして、従来の研究の結論は、大別して二つに分けられうる。第一は、ガットの基本理念に照らしてECは一種の例外乃至はガットを掘り崩すものと見る見解である⁽³⁾。他方、世界大での自由貿易は各国の利害調整の困難さという政治的障害に直面する。“地域主義”はそれへの対抗策としてまず地域的自由化を推進し、次第に貿易の自由化の領域を世界大のものへと広げるための一段階であるとして、これを肯定的に評価するものが第二の見解である⁽⁴⁾。“地域主義”が“自由・無差別・多角主義”に収斂するか、否か、という点で両者は立場を異にしているが、ガットを中心にした見方である、という点においては共通項が見られる。別言するなら、ECからガットを眺めるという分析視角は等閑視されてきたのである。それ故、本稿は既存の分析視角とは異なる視角からECとガットの関係に接近することになる。

ECとガットの対立を象徴したものとして本稿が取り上げるセーフガード問題に対する既存の研究にも、同様の盲点がある。東京ラウンドにおいてセーフガード改革が取り上げられ、主要な論争点の一つとなり、しかも、合意に至らなかったことに関する従来の研究は、問題を通商政策論的に処理してきたのである。セーフガードやその改革の意義について評価する研究では、これを肯定するもの⁽⁵⁾と否定するもの⁽⁶⁾に分かれる。他方、セーフガード改革の根拠についての分析においては、貿易の長期的利益を確保する上で生じる短期的、政治的障害への対応策としてセーフガードの必要性を説くもの⁽⁷⁾があるが、同時に、それがガットの“灰色領域”に属する種々の措置、例えば、“輸出自主規制(Voluntary Export Restraint, VER)”への代替策であるが故に実現可能性がうすいとする見解⁽⁸⁾も存在する。セーフガードについても賛否両論が入り混じっているのが実状ではあるが、ここでもやはり、ECがこの問題を提起した

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

ことをECの立場から説明しているものはない。

ECからガット、そして、セーフガード問題を眺めるということは、東京ラウンドにおける交渉内容やその経緯が、EC統合の如何なる特徴、限界を示しているのか、という問いに答えることである。本稿では、具体的には以下のようにしてこの問題に接近する。第1章では東京ラウンドが行われた1970年代におけるECの全般的な方針、その背景となった政策イデオロギーの特徴と限界を明らかにする。そのような特徴が、東京ラウンドにおけるECの交渉方針の内容とその変化に如何に反映されたか、特にセーフガード問題を中心にしながら分析するのが、第2章である。そして、東京ラウンドの実際の交渉過程を、第3章で概観する。第4章は、セーフガード改革の失敗の理由を考察した後で、セーフガード交渉の意義とその失敗によって残された課題を示す。そして、最後に総括と今後の展望を行うこととする。

第1章 1970年代ECの路線修正

過渡期終了後の1970年代のEC統合は、「深化」と「拡大」を基本的な方針として進められることになっていた。しかし、その実際の過程は必ずしもECへの“主権の委譲”を円滑に促すものとしては進まなかった。

経済通貨同盟の設立を目指した「深化」の過程は、その方針の修正と実行主体の変更を余儀なくした。1970年の『ウェルナー報告』は、経済通貨同盟設立の具体的内容、方策を検討した⁹⁾『ウェルナー報告』は、経済政策の収斂によって為替相場の変動を縮小させることを主張した西ドイツをはじめとする「エコノミスト」と、為替平価の固定を先導的に行うことを主張したフランスを中心とする「マネタリスト」の間の妥協の産物として生まれた。しかも『ウェルナー報告』は経済通貨同盟を10年間で作り上げ、ECへのかかなりの程度“主権を委譲”することを目標とした野心的な計画であった。しかし、国際通貨制度の動揺、石油ショック、そして、それに続く不況によって、ECの野心的計画の失敗は明白となった。さらにその失敗は、客観的状況の悪化のみならず、域内の二大国の政策目標の並列的妥協という計画そのもののずさんさに起因するものでもあった¹⁰⁾

経済通貨同盟を流産させた理由の一端が、計画作成当時予想だにされなかった客観的状況の悪化にある以上、そのことは新たな条件に対応した方策を求め

るものであった。当初の計画の失敗を前提として、1974年12月のパリ首脳会議は、それまで不定期に開催されていた首脳会議の定例化、即ち、欧州理事会の創設を決定し、直面する経済的困難にプラグマティックに対応することを提起している。その後1975年3月に発表された『マルジョラン報告』も、野心的な計画の無意味さを認め、当面の課題としてインフレーション、失業、国際収支赤字への対処を求めている。パリ声明や『マルジョラン報告』が示した方策はECの方針の修正を示すものであり、その具体的内容は需要管理策の協力を求めるものであった。しかし、それは「エコノミスト」がかって想定したような経済政策の収斂を意味するものではなかった。修正された方針は、インフレ、失業というマクロ経済問題に対して、国際収支黒字国の先導を基礎にした需要管理策の効果的な割り当てによって克服されるべきである、としている。そして、裁量的需要管理策の実効性を高め、インフレを抑制し、失業を解決するために、政労使間の三者協力が強調されている。さらに、構造調整の必要性が指摘され、上述の修正を補完するものとして、共通地域政策、共通社会政策等の拡充が支持されているが、それらはすでにその重要性がある程度は理解されていたものを再確認するというものであった。ここに、10年間で経済通貨同盟を創出するという野心的な試みから、むしろより具体的、緊急の課題への対応を進める、という方向への修正を読み取りうるのである⁽¹¹⁾

上述のような修正は、市場への介入を是認する当時の経済政策上のイデオロギーを反映したものであった。確かに、為替相場の不安定、石油ショック等は当初予想されなかった問題ではあったが、加盟国共同の対応の欠如が問題をより悪化させた、というのが一般的な評価であり、それ故欧州理事会が定例化されたのである。そして、各国の需要管理策の失敗が問題を深刻化させた側面があるにしても、需要管理策そのものを否定するものではなかった。当面の課題は需要管理策の放棄ではなく、相互依存の高まった世界においてそれをいかに効果的に協調させるのか、ということにあった。1950年代、1960年代のインフレ無き経済成長を支えた需要管理策を、国際的なレベルで再調整し、不況からの脱出を図ることが求められたのである。当時EC各国において政権についた中道的な政治勢力は、需要面からの経済への介入を正当なものとなしなしていたことのあらわれである⁽¹²⁾

1960年代末からの労働市場の逼迫とそれに伴う労働側の交渉力の上昇は、労働市場における累積的な賃金上昇圧力を生み出した。そこで多くの西欧各国政

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

府は、国によって程度の差こそあれ、労働組合の経済政策への関与をある程度認めることと引き換えに、労働組合の賃金要求における自己抑制を求める形で問題の解決を図った。所謂「コーポラティズム」的解決が模索されていたのだが、これも又、市場への能動的介入の一形態であった⁽¹³⁾一連の共通政策の拡充も、それ自身の効果は限界的なものではあるが、市場によらない資本の再配分、所得の再分配を企図したものであった。つまり、ECの方針の修正は、経済的諸困難に対して、市場への介入を基本として対処しようとする当時のイデオロギーを背景としていたのである。

当時の政策イデオロギーを背景として、プラグマティックに主に需要面から市場に介入しようとしたことは、その実行主体の変更を不可避免的に迫るものであった。未だ規模も小さく、赤字財政が認められていないEC財政は、量的にも、質的にも需要管理策をECが行いえないことを意味する。さらに、需要管理策は、単にEC域内での協力のみならず、残余世界、特に、アメリカ、日本との協力を不可避とするものである。しかも、世界大での需要管理策の“国際協力”において、EC各国が取るべき政策は、各々の置かれた客観的状况によって、必然的に異ならざるをえないのである⁽¹⁴⁾つまり、世界的な文脈においてEC各国のとるべき処方箋を位置付ければ、ECへの“主権の委譲”を通じてではなく、各国が主体とならざるをえないのである。他方、政労使協力の推進に対して一定の合意が存在したが、そのような目標は各国単位において追求されざるをえない性格のものであった。確かに、政労使協力は1970年代の欧州における一つの特徴ではあったが、それがECレベルのものに代替されうるものでないことも明らかであった。EC各国における労使間関係は、各国固有の歴史的、政治的、社会的背景に基づいて形成されたものであることから、それへの介入を意味する政労使協力の程度や方法、成果は国によって大きく異なっていたからである。上記の目的を追求するにあたって、補完的なものとして、しかし同時に、限界的、二次的なものであるが故に、共通政策の拡充が認められたのである。加盟国首脳が定期的に会合を持ち、ECや世界の政治経済問題を討議する場として設立された欧州理事会は、上述のように加盟国主導で問題へ対処することの必要性に呼応したECの制度改革だったのである⁽¹⁵⁾

制度改革を伴う上述のようなECの方針修正は、それ自身EC統合にとって問題を含むものであった。需要管理策を通じて積極的に市場に介入することが経済政策の根幹であったとしても、その政策目標は国によって異なっていた。

一方において雇用を重視した政策運営を指向する傾向にあるフランス、イギリス、イタリア等があり、他方において西ドイツ等は物価の安定を最優先する政策を指向した。異なる政策目標を有する国々の需要管理策をインフレ無き成長に向けてどのように協力させるか、ということが課題であり、修正された方針の困難さを表していた。しかも、石油ショックとそれに続く不況とインフレへの対応の相違がもたらした各国の客観的条件の相違は、西ドイツに成長のけん引役を、フランス、イギリス、イタリアにはインフレ抑制的な政策を求めたが、それは従来各国の指向していた方針とは逆のものであった⁽¹⁶⁾さらに、域外諸国との相互依存を考慮するなら、需要管理策の協力は、ECレベルに止まることなく、少なくとも先進国間の“国際協力”として追求されるべき課題であった。その具体的形態が、先進七カ国首脳会議、サミットという世界的なレベルにおける需要管理策の協力、即ち、「機関車論」の追求であった⁽¹⁷⁾そうした努力の結果として1978年ボン・サミットにおいて需要管理策の割り当てが合意された。ボンでの合意はECの方針と合致した方向での成果と言えるが、加盟国の利害を収斂させ、ECレベルへの“主権の委譲”を促すような求心力を持つものではなかった。

さらに付言するなら、サミットという新たな国際機構の成立は必ずしもECの求心力を高める性格のものではなかった。1971年のニクソン・ショック以降、国際経済におけるアメリカの指導力の相対的な低下が顕著となり、そうした情勢への対応策として1975年にサミットが開始された。つまり、サミットは国際経済関係の覇権主導型の管理から集団指導型の管理への移行を象徴するものであった⁽¹⁸⁾このことは、少なくとも経済的には、EC各国にとって単独では全く対処しえない超大国の不在を意味した(か)に見えた)。ところで、域外における強力な対抗勢力の存在が、ECの統合を進展させるのに大きく影響してきたことは、多くの論者が認めるところである。具体的には、1960年代におけるアメリカの絶対的な地位が、ケネディ・ラウンドに際してECの結束を強化し、アメリカの放漫なドル政策がEMS発足の重要な契機となり、1980年代における日本の台頭が単一欧州議定書と「1992年域内市場計画」の一つのきっかけとなったこと等を想起すればよいであろう。その意味からするなら、サミット体制の成立は、アメリカの地位の相対的な低下によってECとしての求心力にある種の弛緩状態をもたらしたとも言えよう⁽¹⁹⁾しかも、サミットにおける利害関係の配置は、必ずしもECへの求心力をもたらすものではなかった。フランス、

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

イギリス、イタリアは、アメリカとともに、西ドイツ、日本に需要喚起策を求めることに利害の一致を見いだしたが、後者は逆に前者に対してインフレ抑制的な財政運営を求めた。つまり、サミットにおいてもEC内部の利害対立が表面化することがしばしばあったのである。

さらに回顧的に眺めるなら、裁量的需要管理策は客観的問題への解答としては不十分なものであった⁽²⁰⁾。原燃料価格の高騰とその結果としての先進国から原燃料輸出国への所得の移転、長期の経済成長の結果としての労賃上昇とEC各国の労働市場の硬直化、輸出勢力としての日本や新興工業国(Newly Industrialising Countries, NICs)の台頭、等は、この時期までに生じた構造変化を表すものである。そのことは供給面での構造調整を迫るものであったが、当時の対応が需要面での裁量的な管理とその国際的な協力を基本としていたことは、必ずしも問題の根本的な解決とはなっていなかったのである。世界経済の構造変化にもかかわらず需要管理策の“国際協力”が追求されたことは、需要管理策への信頼が未だ強固なものであったことによる⁽²¹⁾。そして、構造調整の問題が意識されていたとしても、そのための政策的対応については二次的な意義しか与えられていなかった。このことは、構造調整という課題を担うべき共通政策の拡充を眺めれば、さらにより一層明確になる。

共通政策の拡充は、修正された方針を補完するものではあっても、EC統合を飛躍的に推進しようようなものではなかった。それは何よりもまず量的な限界に逢着せざるをえなかった。共通社会政策、共通地域政策の進展は、EC財政を通じた再分配機構の拡充を意味していた。確かに両者とも国際関係との文脈を明瞭に意識してはいた⁽²²⁾が、そのことは必ずしもその対応策を十分に備えていることを意味しない。即ち、欧州社会基金、そして1975年に新たに導入された地域開発基金は、EC財政において低い比率を占めるにすぎなかった。EC財政の絶対的な規模そのものが小さく、CAPへの支出がEC財政の7割を越える状況下で、EC統合を飛躍的に進歩させるような共通政策の拡充は望むべくもなかったのである。1970年代に新たに実行されることになった共通地域政策も、経済発展の遅れた周辺小国であるアイルランドをつなぎとめる受動的、限界的なものでしかなかった⁽²³⁾。

共通産業政策は、既に1960年代からEC委員会が一連の提案・報告を出し、その実現が求められて来たものである⁽²⁴⁾。その基本は、より広く、競争的な共同市場の確立であったが、1970年代半ばから構造調整を念頭に置いた要素を加味

するようになってきた。構造調整が問題となる場合、通常は一方における成長産業の育成、他方における成熟・衰退産業の整理、という二重の課題を背負うことになる。しかし、前者に関しては加盟各国独自の方策と重複が見られ⁽²⁵⁾ ECとしては専ら研究目的の資金供与を行うのみで、むしろ後者に力点を置いた産業政策を遂行していた。しかも、その場合でも、各国の補助金の調整と域外からの競争圧力の緩和を意図したものであった。つまり、共通産業政策において、構造調整の必要性は、域外からの競争によって受動的に意識されていても、ECとしての明確な方向性、処方箋を提起しえなかったのである。この時期に一定の進展の見られた共通政策の拡充とその限界は、構造調整という供給面での課題に対するECとしての本格的な対応の遅れを意味するものであった。

以上見てきたようなECの方針の修正とそれに伴う実行主体の変更は、1970年代のEC統合のもう一方の柱である「拡大」によって、さらに複雑化、問題化した。即ち、ECという地域的な対応よりはアメリカとの関係を重視したイギリスのEC加盟が、ECとしての政策決定に対して遠心力を与えたのである⁽²⁶⁾

1973年に加盟を果たしたイギリスはECを自らの利害に適合的なものに再編成することを求めた。イギリスのEC加盟直後に保守党から政権を奪った労働党政府は、まず何よりもEC加盟条件の再交渉を求めた。この問題は、1975年のダブリンにおける欧州理事会での妥協と国民投票によるイギリスのEC残留によってようやく解決されたが、それはECに対するイギリスの消極的な姿勢を象徴するものであった。石油ショックへの対応として、ECの共通エネルギー政策の必要性が求められたが、北海油田に対する主権を確保するために、ここでもイギリスの態度は否定的なものであった。さらに、1978年3月の経済再活性化のための“ファイブ・ポイント・プラン”⁽²⁷⁾は、イギリスの独自性を明らかにするものであった。アメリカとの特別な関係を常に考慮に入れながら対外政策を展開するイギリスにとって、この“プラン”はECとアメリカの利害に橋渡しをするものとして構想されたが、それ故にECとしての政策目標へイギリスの対応を収斂させる際の障害となった。“プラン”が為替相場の安定をIMFレベルで求めていたことから、イギリスの欧州通貨制度への参加にとって一つの阻害要因となったことは、その典型例と言えよう⁽²⁸⁾独自の経済的利害を有し、国際的政策協調に際してアメリカとの関係を重視していたイギリスの加盟によるECの「拡大」は、EC統合への「政治的意志」に求心力を与えるよ

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

りも、むしろ遠心力をもたらすものであった。

以上、石油ショックと不況を経る過程で、ECの方針の修正とそれに伴う実行主体の変更があり、これに「拡大」の影響もあいまって、ECへの求心力が低下したことを見て来た。このようなECの方針の変化や求心力の低下は、CCPにも当然影響を及ぼすところとなった。東京ラウンドは、この時期のCCPにとって最も重要な課題の一つであり、そこでの交渉にも上述の特徴を見ることができる。そこで次に、東京ラウンドにおけるECの交渉方針とその変化を見ていこう。

第2章 ECの東京ラウンド交渉方針

1971年12月の外相理事会において、ECはガットの多角的通商交渉の開始を初めて正式に承認した。そして、1973年4月のEC委員会覚書⁽²⁹⁾を基礎にして、東京ラウンドにおけるECの基本的な交渉方針が確定された。その内容は、大枠以下のごとくであった。

EC委員会覚書は、説明上の覚書に始まり、交渉の一般目標、工業製品関税、非関税障壁(Non Tariff Barriers, NTBs)、農業、発展途上国、そして、セーフガード、という構成になっている。最初の説明上の覚書において、それまでの統合の成果である関税同盟と共通政策、特にCAPを、何としてでも守り抜く意志を表明している。続く第1章で、一般目標として貿易自由化と発展途上国の利害の尊重を謳っている。第2章は、工業製品関税を取り上げているが、特に注目すべきは関税の調和化、並びに、一般特惠制度による発展途上国への利益が貿易自由化により侵食されることのないよう求めている点である。NTBsの取り扱いに当たっては、その除去がもたらす経済的意義の不可測性から、条件付最恵国待遇と紛争処理機構という新しいルールを求めている。農業に関しては、CAPには手を付けない、という意志が確認されている。発展途上国問題では、先進国の一般的義務を確認するとともに、ECの特殊利害を考慮した対応の余地を残すことを求めている。そして、最後の第6章が東京ラウンドにおけるECの方針の大きな特徴をなしたセーフガード条項についてである。そこで、その内容をさらに詳しく見ていこう。

EC委員会覚書は、ガットのセーフガード条項が、緊急時の救済策という当初の目的を十分に果たしていない実情から、その改正を求めている。その要求

内容は、セーフガードの利用を容易にする規定とそれに伴う義務の明確化という二つの側面をもつものである。セーフガードの選択的適用と適用に際しての補償措置の緩和が、前者の具体的内容であり、後者のそれは輸入国国内経済の調整とセーフガードの通減的かつ時限的性格の明確化、そして、国際的監視の三点である。つまり、ECは当初ガット19条に柔軟性と厳密さを与える方向でその改正を図るよう求めていたのである。

以上が、東京ラウンドを目前に控えたECの基本的な交渉方針である。ECが、“より自由な貿易”を否定するものではないにしても、それを無条件に認めるものでもないことは明らかである。“より自由な貿易”を承認し、世界大での国際分業への適合を進める過程で生じる調整が過大なものとなる場合、ECはこれに迅速かつ最小のコストで対処しようとする措置を国際的に確立しようとした。その具体的な形態が選択的セーフガードだったのである。当初からECの東京ラウンドに向けての交渉方針は、二面的性格を持つものであった。しかし、選択的セーフガード要求はガットの基本原則の一つである無差別主義に反する差別的な性格の条項の挿入を求めるものであり、既存のセーフガードとは大きく異なるものである。

ECが改革の対象とした既存のセーフガードは、ガット19条に規定されたものであり、大枠以下のような内容となっている。即ち、不測の事態によって輸入が急増し、国内産業に被害がもたらされる場合、若しくはそうした恐れがある場合、当該輸入国が一時的にガットの義務を免除され、何らかの輸入規制措置を取ることを認める。但しその場合、当該輸入国は輸入規制措置をその被害の源泉に関わらず全ての輸入に対して無差別に適用し、しかも、その措置によって影響を被る輸出国に対して補償の義務を負うというものである。このガット19条に当初期待された役割は、“より自由な貿易”の行き過ぎを制御しようとする安全弁を与えることによって貿易の自由化を促進すると同時に、輸入規制要求が容易に実行されないようにする、といった二重のものであった。つまり、国際貿易を管理するに当たって、それは受動的なものであり、機動性を欠くものであった。

既存のセーフガードが、上述のようなものであったことから、その改革は単にECからのみ求められたわけではなかった。1972年のOECDの国際貿易と経済関係に関する報告書が、既にセーフガードの再検討の必要性を指摘していた⁽⁹⁰⁾1947年から1966年までガットの事務局長を務めたホワイトは、既存の

“欧州共同体とガット、—東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心に—”

セーフガードが自由貿易理念の一層の現実化に当たって予想される障害に有効には対処しえないものであるとして、その改正の必要性を強調していた⁽³¹⁾。このようなセーフガード改革の要請は、現実的な課題から提起されたのである。即ち、輸入国からの要求によって VER や「秩序ある市場協定 (Orderly Market Agreement, OMA)」のような差別的な輸入規制措置が、「灰色措置」としてガットの枠外において追求されるようになってきたからである。「灰色措置」の横行が、国際通商体制としてのガットの役割、威信を形骸化させることは明らかである。その意味で、これに対処することはガットなり、その下での“より自由な貿易”の追求に現実性、有効性を与えるものと期待されたのである。程度や内容に差異はあっても、少なくともガットのセーフガードに実効性を持たせるための改革は、ECのみの要求に基づくものではなかったのである。

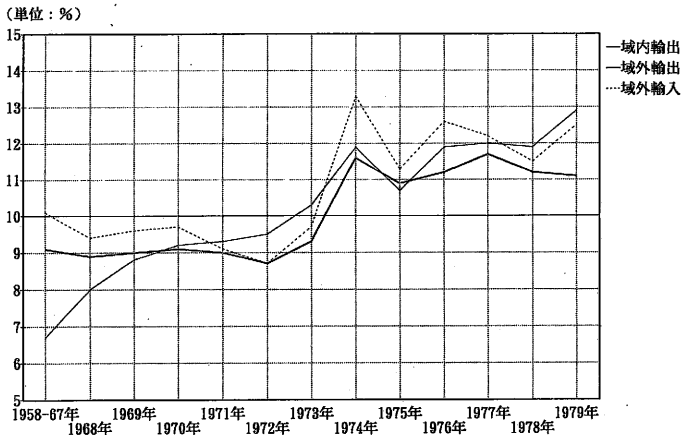
ECの交渉方針が、“より自由な貿易”の追求と自由化に伴って生じるであろう調整の影響を機動的に管理する機構の構築、という二重の目的をもつものであったことは、ECにとって東京ラウンドがニクソン・ショックへの対応という一般的目的とCCPの拡充というEC独自の目的を有することに起因している。

1970年代の経済的困難は、ニクソン・ショックに始まると断言しても過言ではなからう。自由貿易の理念を標榜し、ガットにおける一連の貿易交渉を通じて“より自由な貿易”の追求を主導してきたのがアメリカであったことは周知の事実である。アメリカ自身が市場を開放し、積極的な需要喚起策によって世界経済に拡張圧力を加え、さらには軍事援助を含む対外経済援助を行うという“国際協力”を遂行してきたことは、自由貿易理念の具体的実現にとって不可欠であった⁽³²⁾。その最大の成果が、1967年6月に妥結した第6回多角的通商交渉、ケネディ・ラウンドであった。しかし、アメリカの貿易収支が大幅な赤字となることが1971年半ばには明らかとなり、ニクソン新経済政策が発表されたのである。アメリカが、ガットに禁止されている輸入課徴金の賦課を行う意図(実際には、その後の交渉によって課徴金は課されなかった)を示したことは、“より自由な貿易”が、もはやアメリカの主導的な“国際協力”によっては実現されえないことを意味した。“国際協力”の分担が、ECを含む残余世界にも求められるであろうことは明らかであった。東京ラウンドの開始を承認した1971年12月のEC外相理事会声明は、そうした認識を示すものであった⁽³³⁾。

ECが、“より自由な貿易”を維持し、拡大すること、そしてそのための“国

際協力”への理解を示したことは、EC経済の世界経済のなかに置かれた位置を反映するものであった。国内総生産の伸びを上回る貿易の伸びは、EC経済の貿易依存度を上昇させることになった。即ち、EC(9)のGDPに占める輸出、輸入の比率は、各々1958年の19.0%、17.9%から、1973年には23.2%、22.5%へと増加したのである⁽³⁴⁾。このような変化は、確かにEC関税同盟の結成、CAPの成立による域内貿易の伸長によるところが大きく、同じ時期にEC(9)の総輸出に占める加盟国への輸出比率は、34.3%から52.2%へと変化したのである⁽³⁴⁾。しかし、ECの貿易が全体的に増大したことを受けて、EC(9)のGDPに占める域外貿易の比率も9%前後を維持したのである(グラフー1)。しかもこのような変化は、域外から一次産品(SITC分類0~4)を輸入し、製品(SITC分類5~8)輸出でこれを賄うという加工貿易の基本的な型を維持しながら進んだ。ここでさらに製品貿易の内容を詳しく見ていくと、そこには傾向的な特徴を見いだすことができる。即ち、繊維、鉄鋼を中心とした原料別製品(SITC分類6)や衣類を中心とした雑製品(SITC分類8)の重要性が低下する一方で、資本・技術集約的な化学製品(SITC分類5)、機械・運送機器(SITC分類7)への特化傾向が進んでいるのである(表一)。このようなEC貿易の特徴からするなら、少なくとも工業製品の世界市場を開放的に保つことは、その利害に適うものであろう。

グラフー1 ECの貿易依存度：対GDP比



(出所) *European Economy* No. 7, 1980. 付属統計から作成

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

表一 E C貿易構造の変化 (1960~1976年)

単位：100万 \$, %; 輸出：fob, 輸入：cif

1960年		E C (6)			
製品分類	域外輸出額	域外輸出構成	域外輸入額	域外輸入構成	域外収支
飲食料品	1,638.1	8.5	4,170.1	21.8	-2,532.0
原料	718.3	3.7	5,909.2	30.9	-5,190.9
燃料	921.5	4.8	2,666.8	13.9	-1,745.3
化学製品	1,997.9	10.4	907.6	4.7	1,090.3
原料別製品	5,749.1	29.8	2,989.6	15.6	2,759.5
機械・運送機器	6,605.4	34.3	2,033.0	10.6	4,572.4
雑製品	1,649.0	8.6	462.1	2.4	1,186.9
総計	19,279.3	100.0	19,138.4	100.0	140.9

1973年		E C (9)			
製品分類	域外輸出額	域外輸出構成	域外輸入額	域外輸入構成	域外収支
飲食料品	7,614.5	7.8	18,045.1	17.7	-10,430.6
原料	2,783.3	2.8	18,779.6	18.4	-15,996.3
燃料	3,079.4	3.1	19,665.4	19.2	-16,586.0
化学製品	11,430.2	11.7	4,676.2	4.6	6,754.0
原料別製品	22,854.4	23.3	19,002.1	18.6	3,852.3
機械・運送機器	40,962.4	41.8	14,509.1	14.2	26,453.3
雑製品	9,338.1	9.5	7,530.0	7.4	1,808.1
総計	98,062.3	100.0	102,207.5	100.0	-4,145.2

1976年		E C (9)			
製品分類	域外輸出額	域外輸出構成	域外輸入額	域外輸入構成	域外収支
飲食料品	9,969.2	6.5	22,844.2	13.3	-12,875.0
原料	3,664.4	2.4	24,480.9	14.3	-20,816.5
燃料	6,410.3	4.2	54,251.9	31.7	-47,841.6
化学製品	18,687.2	12.1	7,718.8	4.5	10,968.4
原料別製品	32,003.0	20.7	25,785.0	15.0	6,218.0
機械・運送機器	69,663.0	45.1	23,291.5	13.6	46,371.5
雑製品	13,904.4	9.0	13,034.4	7.6	870.0
総計	154,301.5	100.0	171,406.7	100.0	-17,105.2

(出所) UN, Commodity Trade Statistics, 各号より作成

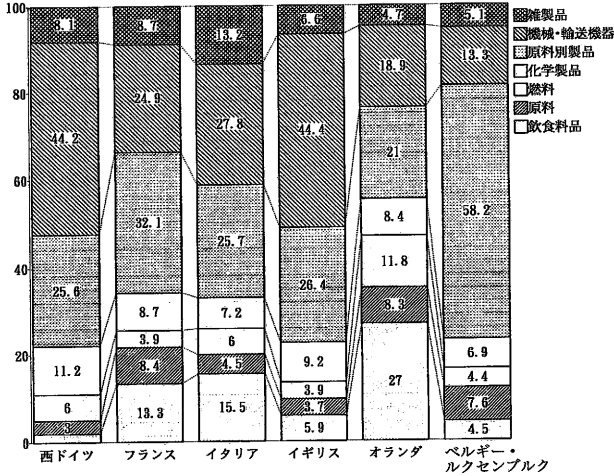
上述のような変化は、しかしながら、EC各国に共通して見られたものではなく、むしろ各国毎の相違を均したのものとして表されたものであった(グラフ—2—1~3)。化学製品、機械・運送機器の輸出比率を順調に上昇させたのは西ドイツであった。フランスも同様の傾向を見せたが、西ドイツよりは低い比率で、しかもこの間CAPの影響もあって飲食料品の比率も大きく上昇させた。イタリアは、衣服(1973年の総製品輸出中7.1%)、履物(同5.6%)の輸出比率が高いこともあって、雑製品のシェアが目立って上昇している。1960年代にEC域外に止まったイギリスは、機械・運送機器の比率を減少させ、むしろ原料別製品、雑製品の輸出比率が高まっている。小国のオランダ、ベルギー・ルクセンブルクは、特定部門への著しい特化を特徴としていた。即ち、前者は化学製品の、後者は鉄鋼(1973年の総製品輸出中20.5%)、繊維(同9.9%)を中心とした原料別製品の、総輸出に占める極端に高いシェアを示した。このような各国毎の特化の在り方を反映して、域内分業においてある種の相互補完的關係が形成されていた。相互補完的域内分業を前提として対外的な自由化を進めることは、そのコストと利益を加盟各国に不均等に分配することになり、それ故に独特な配慮を必要とするものであろう。⁹⁹⁾輸出利益を確保するために特に西ドイツが主張した自由貿易理念の具体化は、輸入競争圧力にさらされる層からの圧力を強く受ける加盟国からの反発を不可避とする。ECが意識的にその過程を管理するところの機構、セーフガード改革を求めたことの第一の根拠はここにある。

東京ラウンドは、同時に、CCPの拡充を図る場という意味合いをもつものであった。CCPが対外共通関税に止まることなく、加盟国の通商権限を代表するものとして発展するようになったのは、1969年12月のハーグ首脳会議においてEC統合を一層推進することが確認された後の1970年以降であった。そして、加盟各国が結んでいた個別の通商協定をECレベルのものに統一化することが試みられたのである。通商協定統一化の一環として、しかも最大の交渉相手として、1970年から1973年まで対日通商協定交渉が行われた。しかし、日本との交渉過程において、EC委員会は加盟国の利害を収斂させることができず、むしろ日本に対してセーフガードを含む要求を羅列的に突き付けた。さらに、一部の加盟国はEC委員会と別個に日本に家電品等のVERやOMAを求める交渉を行い、他方で西ドイツは日本とのVER、OMAをカルテルと見なし、域内における対立が激化した。日本との交渉は、最終的にはセーフガードを巡

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

グラフ 2-1 E C 各国の貿易構造 (1960年)

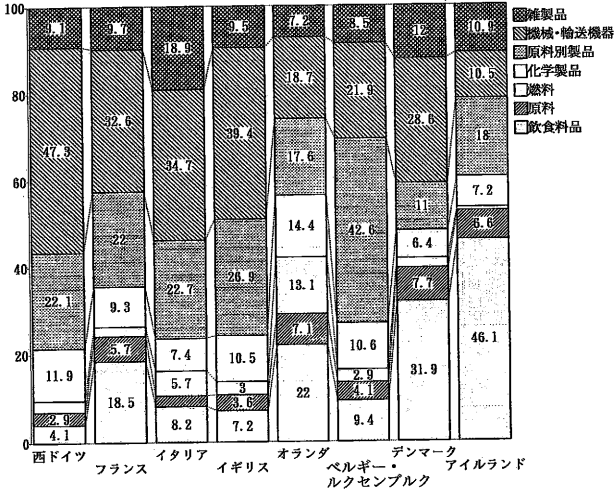
(単位：%)



(出所) UN, Commodity Trade Statisticsより作成

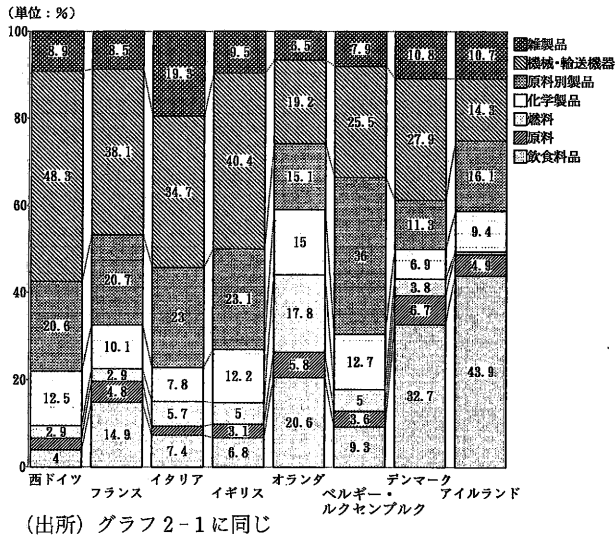
グラフ 2-2 E C 各国の輸出構造 (1973年)

(単位：%)



(出所) グラフ 2-1 に同じ

グラフ2-3 EC各国の輸出構造 (1976年)



る対立のために失敗に帰してしまい、セーフガード問題は東京ラウンドで討議されることが日本との間で合意された。このようにして、CCPへの求心力が失われつつあったことから、東京ラウンドの意義、そこでの選択的セーフガードの追求の意義が認められたのである。東京ラウンドにおける選択的セーフガード問題は、当初は「日本問題」として提起され、しかもその解決を通じてCCPへの求心力を取り戻すためのものでもあったのである⁽³⁰⁾

ECの東京ラウンド交渉方針は当初から二面的なものであったが、石油ショック、それに続く不況を経るなかで次第に変化していった。即ち、「日本問題」の変質とそれに伴うセーフガードの主たる対象の変化がそれである。

石油ショックと経済不況は、ECにとっての「日本問題」を変化させる契機となった。世界経済における日本の台頭は、残余世界をして日本に積極的な「国際協力」を迫るものとなった。そして、対日貿易収支が悪化傾向にあったECは、拡大均衡的な方向で問題解決を図るようになってきた。即ち、ECにとって関心の高い品目の関税引き下げ、基準認証制度等のNTBsの除去を中心とした日本市場の開放、日本の内需拡大によるECからの輸入増加を通じた貿易収支の拡大均衡を目指すものであった。そうした課題は、EC-日本間の双務的

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして”

な交渉のみならず、サミットでも、東京ラウンドでも、重要な問題として追求されたのである。他方、輸出自主規制要求を含む特定品目の輸入規制は、むしろ、機会主義的に処理された⁽⁹⁷⁾このことは、世界市場における日本の台頭という構造変化にもかかわらず、新たに大国となった日本に、アメリカや欧州と並ぶマクロ的な需要面での“国際協力”に対する共同の責任分担を迫るものであり、先に見たECの方針の修正と軌を一にするものであった。

ECの対日方針が変化するのと並行するように、NICsと呼ばれる国々が日本に続く新たな輸出勢力として世界市場に登場してきた⁽⁹⁸⁾このことは東京ラウンドにおけるECのセーフガード改革と密接に関わるものであった。NICsの中でも特に、韓国、台湾、香港、シンガポールのアジアNICsはEC市場への急速な浸透を示した(表-2)。アジアNICsは、代表的なラテン・アメリカNICsであるブラジルをはるかに凌ぐ勢いでECへの輸出を伸長させただけでなく、他のOECD諸国への輸出の伸びを上回ってECへと向かった。その結果、ECの対NICs貿易収支は全体としては黒字にもかかわらず、対アジアNICs収支は赤字を計上し、その赤字額を増加させている(表-3)。さらに、少数の品目に集中したアジアNICsからECへの急激な輸出の伸びは、アジアNICsの急速な成長に起因するだけでなく、他のOECD諸国におけるアジアNICsに対する保護主義の結果でもあった(表-4)⁽⁹⁹⁾つまり、アジアNICsの台頭そのものが、ECにとって輸入競争圧力を高めるのみならず、残余世界の通商政策次第で予期せぬ輸入の増加が生じるうるのである。それ故、アジアNICsからの

表-2 ECの対アジアNICs貿易動向

()内は、OECDの数字

	1975-1977年 輸入増加率：%	1977-1979年 輸入増加率：%	1979年輸入額 10億\$
韓国	95(90)	60(50)	2.3
香港	35(60)	75(60)	4.0
シンガポール	60(70)	90(90)	2.3
台湾	50(70)	90(90)	2.3
ブラジル	45(40)	25(30)	5.0 ¹⁾

1) 原料を含む。

(出所) Noelke & Tylor (1981), p. 166.

表-3 E Cの対NICs貿易 (1975、1979年) 単位：10億\$

	4 アジアNICs		2 中南米NICs ¹⁾		3 南欧NICs ²⁾	
	1975	1979	1975	1979	1975	1979
輸出	2.4	6.0	3.8	4.7	7.8	13.8
輸入	3.4	9.0	0.5	1.4	3.6	9.5
貿易収支	-1.0	-3.0	3.3	3.3	4.2	4.3

1) ブラジル、メキシコ 2) ギリシャ、スペイン、ポルトガル

(出所) Noelke & Tylor (1981) p. 171.

表-4 E CのアジアNICsからの事務機器輸入増加率

()内は、OECDの数字

	1975-1977年 輸入増加率：%	1977-1979年 輸入増加率：%	1979年輸入額 100万\$
韓国	-50(25)	240(-5)	32.5
香港	-25(40)	37(-12)	122.5
台湾	-40(20)	80(10)	68.5

(出所) Noelke & Tylor (1981), p. 167.

輸入の急増に対しては、それを許容範囲内に規制することが求められたのである。⁴⁰⁾東京ラウンドにおける選択的セーフガード改革の主要な対象は、こうして当初の日本からアジア NICs へと変化していったのである。

E Cにとって選択的セーフガードの対象が、次第に日本からアジア NICs へと移るなか、その要求もより先鋭化していった。即ち、当事者両国の合意がなくとも、輸入国が一方的にセーフガードを選択的に適用することを可能にし、しかもその際に監視機関へは事後承認で許されるように求めたのである。つまり、より保護主義的方策を容易に取り得るよう E C は希望したのである。このように E C の要求が変化していったのは、一方で域内からそうした方策を求める圧力があつたからであり、他方で域内からの要請が E C 統合に遠心力をもたらすようなものとして作用していたからである。

東京ラウンドが遅々として進まぬうちに、フランス、イギリスを筆頭とする域内の保護主義的勢力は、その主張を先鋭化させてきた。1977年ロンドンにお

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

ける先進国首脳会議で、フランスが主張した「管理された自由貿易」が、それであり、その内容は、おおよそ以下の如くである。⁽⁴¹⁾即ち、自由貿易の原理は尊重するものの、それが破壊的なものとなることは避けねばならない。そのためには、長期的には構造調整を促す方向で、市場の発展に合致した市場シェアの多角的な国際的監視を行う。過剰生産能力に直面した鉄鋼、造船のような部門においては、投資に関しても国際的な協調を必要とする。同時に対外的には、それは輸出規制協定を伴うものでなければならない、としている。「管理された自由貿易」は一方において、成熟・衰退産業の構造調整の必要性を説きながら、他方において市場の分割を事前に決定しようとする、介入主義的なものである。

イギリスも同様の要請を行っている。1977年11月にはイギリスでも相次いで自由貿易への疑問が出されている。⁽⁴²⁾失業に直面して、自由貿易を維持することは、むしろ一方的な保護主義的措置をもたらすことになる、という危惧が示されている。そして、過剰生産能力を抱える産業の整備を確実にしうる貿易の流れの管理化を求めている。具体的には、発展途上国からの輸入競争圧力に直面している鉄鋼、造船、日本との競争にさらされた自動車、電子機器を念頭に置いたもので、多角的繊維協定に類した国際的計画を考えている。このような「管理された自由貿易」の議論を背景として、イギリスは東京ラウンドでセーフガードの選択的適用が認められることを、切に求めたのである。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

慢性的な国際収支危機に喘いでいたイタリアは、フランス、イギリスよりも、さらに一層直接的な措置によって輸入を規制していた。その代表例が、1974年5月から1977年4月まで断続的に行われた、対外支払い預託金制度である。⁽⁴⁵⁾これは輸入の際にその代金の50%を中央銀行に無利子で3～6カ月預け入れることを義務づける制度である。ECは、CAPへの影響を緩和することを条件に、イタリアのこの措置を事後的に承認した。⁽⁴⁶⁾他方、1970年代にイタリアにおける新たな輸入規制の導入は殆ど見受けられないが、これはイタリアがEC結成当初から加盟国中で最も多い数量規制を行ってきたことによる（表一5）。つまり、イタリアにとって新たに輸入規制を行うまでもなく、かなりの程度輸入が管理されていたのである。それにもかかわらずイタリアは国際収支危機にあえいでおり、そうした状況下において“より自由な貿易”に対するイタリアの積極的な対応を期待することは無理なところであろう。

域内における保護主義的圧力は、この時期のEC各国における政労使の協力、「コーポラティズム」の成功の程度にも依存していた。即ち、すでに見たよう

表一五 E C各国における数量制限品目数

	総数 ¹⁾	繊維類	鉄鋼類
西ドイツ	28	24	0
フランス	94	53	2
イタリア	121	63	11
イギリス	62	62	0
ベネルックス	62	50	1
デンマーク	40	24	0
アイルランド	14	2	0

1) 食料品類を除く。

(出所)『欧州共同体の共通輸入規則

(理事会規則第288/82号)』(日経

調資料82-3) 付属資料より作成。

に、インフレ抑制というマクロ経済的課題達成のために、ある程度労働組合の譲歩を求めている時、政労使の協調を維持するために、政府としても労働組合からの輸入規制要求を無視するわけにはいかなかったからである。労働組合との関係が相対的に良好であった西ドイツが、自由貿易的な立場にあり、他方フランス、イギリス、イタリア等で保護主義的の圧力が強かったことは、政労使協力の度合いと無関係ではないのである⁽⁴⁷⁾そして、このような対応は、当時の政策課題においてマクロ経済的課題に最優先順位がおかれ、構造調整が二次的な地位におかれていたことを表すものでもあった。

輸入競争圧力の高まりのもとで、先のような「管理された自由貿易」の要請を背景として、VERを含むガット枠外の措置が頻繁に取られるようになってきた。ECがセーフガードの選択的適用を要請したことは、こうした文脈で理解される場所であるが、さらにそこにはCCP策定と絡む独自の利害が確認されうる。ECとして共通の対応を可能とする基盤を欠いていたため、EC各国は独自の輸入制限的な措置を頻繁に取るようになってきた。表一六は、EC各国が1970年代に新たに取った主な輸入規制措置のうち、確認されたものを示している⁽⁴⁸⁾対外的な通商政策権限がECの専管事項として合意されていたにもかかわらず、事実上は各国政府によって実行される場合が多々あったことを、

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして”

表-6 E C各国が1970年代に新たに導入した輸入規制措置

発動国	対象国	対象品目	規制方法	期間
西ドイツ	台湾	傘	数量規制	1977.4.から継続中 ¹⁾
	韓国	刃物	輸出自主規制	1978.導入
フランス	台湾	ラジオ	輸入禁止	1976.10.から継続中 ¹⁾
		傘・部品	輸入許可制	1976.10.から継続中 ¹⁾
	コロンビア	綿糸	数量規制	1976.6.から1976.7.
	韓国	ラジオ	数量規制	1971.から継続中 ¹⁾
		玩具類	数量規制	1974.から継続中 ¹⁾
		傘・日傘	数量規制	1971.から継続中 ¹⁾
		絹糸	数量規制	1974.から継続中 ¹⁾
		ラジオ・傘	数量規制	1977.から継続中 ¹⁾
		タイル	行政指導と数量規制	1978.導入
		半導体	行政指導と数量規制	1978.導入
日本	新聞印刷用紙	数量規制	1978.導入	
	精密機器	数量規制	1978.導入	
	腕時計	行政指導	1978.導入	
	自動車	市場割り当て ²⁾	1977.	
イタリア	台湾	鑄鉄製パイプ付属品	数量規制	1976.1.から継続中 ¹⁾
イギリス	台湾	履物	数量規制	1977.8.から1977.12.
		テレビ	数量規制	1976.10.から1977.12.
		陶器	数量規制	1977.5.から継続中 ¹⁾
	韓国	履物	輸入許可制	1977.から継続中 ¹⁾
		テレビ	数量規制	1977.から継続中 ¹⁾
		履物	輸出自主規制	1979.導入
日本	刃物	輸出自主規制	1979.導入	
	自動車	輸出自主規制 ³⁾	1975.	
ベネルックス	韓国	刃物	輸出自主規制	1978.導入
アイルランド	台湾	履物	関税引き上げ	1976.11.から継続中 ¹⁾
	韓国	履物	輸出自主規制	1979.導入
デンマーク	韓国	カセットレコーダー	輸入許可制	1974.から継続中 ¹⁾
		ステンレス製刃物	輸入許可制	1974.から継続中 ¹⁾

1) 1978年現在

2) 非公式市場シェア割り当て、3%

3) 市場シェア割り当て業界間紳士協定、11%

(出所) IMF, "The Rise in Protectionism.", 付属資料、

IMF, "Trade Policy Developments in Industrial Countries." 付属資料等より作成

この表は明らかにしている。換言するなら、1970年代にCCPの基礎は掘り崩される傾向を有していたのである。その一つの理由として、セーフガードを含むCCPが取り得る輸入規制措置の限界が指摘されよう。セーフガードの選択適用を認め、その機動的な活用を可能にすることは、加盟国からEC委員会に通商権限を委譲させる上で、重要な必要条件であったと言えよう。VERに代替するものとして選択的セーフガードがECから求められたことは、ガットの形骸化を防ぐというだけでなく、CCPの形骸化、後退に歯止めをかける、という二重の意味をもっていたのである。

アメリカの絶対的な経済力の衰退と指導力の低下の下で、すでに高い貿易依存度であり、戦間期のような保護主義への回帰が客観的には認められえないECにとって、“より自由な貿易”の維持、推進を図ることが求められた。しかし同時に、そうした過程をECなりの方法で管理することも求められ、それがセーフガード改革であった。そして、東京ラウンドにおいてECが、次第により保護主義的な選択的セーフガードを追求していったのは、域内からの保護主義的な圧力が強まってきていたこと、並びに、そのような要求がECレベルの行動に収斂することなく、むしろ、各国独自の行動へと向かうように作用し、EC統合に遠心力をもたらしたことによるのである。以上のようにECの交渉方針が策定され、変化してくるなかで、東京ラウンドの実際の交渉過程はどのように推移したのであろうか。次にこれを詳しく見ていこう。

第3章 東京ラウンド交渉の経緯

先に見たような交渉方針をもってECが、如何に東京ラウンドの交渉を進めていったのか、特に、セーフガード問題の展開を中心にしてその経緯をたどっていこう。

1967年に妥結したケネディ・ラウンドに続く多角的通商交渉への参加をECが最初に示したのは、1971年12月の閣僚理事会であった⁽⁴⁹⁾これは、同年8月のニクソン・ショックとそれによってもたらされた国際通商体制の動揺への対応であった。この時点でECが取り上げた課題は、農産物貿易の特殊性とNTBs(同理事会における共同体声明第3項)に関するものであり、発展途上国に対する特別の関心(同第5項)であった。即ち、選択的セーフガード問題は、未だガットの場における具体的な課題とはなっていなかったのである。

多角的通商交渉を開始するECの意図は、1972年2月にアメリカとの間で合意を見た⁽⁵⁰⁾ EC—アメリカ交渉においても、貿易自由化と発展途上国問題に特に関心が寄せられ、一定の合意が成された。そして、貿易の増進と生活水準の改善という交渉目的は、「貿易に対する障壁の漸進的撤廃と世界貿易が管理される方法の改善」⁽⁵¹⁾によって達成されるとし、1972年中にガットにおいて新たな多角的通商交渉についての検討が進められることが確認されたのである。EC—アメリカの合意、並びに、アメリカ—日本の同様な合意を背景として、3月のガット理事会は、正式に新ラウンドの開始を決定した。それをうけて、EC委員会から1973年4月に新ラウンドの交渉方針についての覚書が提出され、6月の理事会で最終的にECとしての交渉方針について合意が成立した⁽⁵²⁾ここに初めてECが選択的セーフガードをガットの場において追求することが確認され、これ以降ECの基本的交渉方針の一つとして選択的セーフガードが追求されることになった。

1973年9月の東京におけるガット閣僚会議は、東京宣言を採択し、東京ラウンドの開始を決めた。東京ラウンドの目的、内容、ガイドライン等を謳った東京宣言の概要は、以下のようなものである⁽⁵³⁾即ち、自由貿易の理念を再確認し、その対象とする領域を関税のみならず、NTBsの軽減・撤廃、農業、熱帯産品にまで拡大し、他方でそうした努力が実効的なものとなるためにもセーフガードについての交渉を進めることを確認し、さらに発展途上国への特別の配慮、相互主義を期待しないこととしている。貿易自由化と国際通貨のリンケージ問題並びに発展途上国の取り扱いを巡っては、準備委員会の段階では最後まで收拾せず、東京会議で関連国の閣僚が直接に妥協を図った。ここで、国際通貨制度の安定と“より自由な貿易”の実現についてそのどちらに優先順位を置くのか、ということを巡ってアメリカとヨーロッパとの間に対立があった。欧米の対立は、交渉権限を委任されていたEC委員会によって打開されたのではなく、同時に会議に参加していたフランスとアメリカとの直接協議によって解決され、漸く東京ラウンドの開始が合意されたのである⁽⁵⁴⁾一方、セーフガード条項の再検討を宣言に含むことは、この時点では問題とならなかったが、その解決の方向性を宣言の文言からくみ取ることができないこともまた事実である⁽⁵⁵⁾

東京宣言は新ラウンドを1975年中に終了することを求めていたが、発足直後に発生した二つの事件によってその進展は大きく遅れた。ウォーターゲート事件のためアメリカ議会が行政府にガットでの交渉権限を委託するための1974

年通商法の審議が大幅に遅れ、これが発効したのは1975年1月であった。この間に、3回の貿易交渉委員会が開かれ、関税、NTBs、セクター問題、セーフガード、農業、熱帯産品の6つの準備作業グループが設置された。しかし、これらの準備作業グループが正式の交渉グループに格上げされたのは、アメリカの新通商法の成立後の1975年2月の第4回貿易交渉委員会においてであった。

アメリカの通商交渉権限の確定の遅れに加えて、石油ショックとそれに続く世界不況の進行が、東京ラウンドの進展をさらに遅らせることになった。石油価格の高騰は、唯一の無いにしても、世界不況を深刻化させる重要な要因となった。さらに、石油輸入額の増大による国際収支不均衡に直面した先進各国にとって、新ラウンドによる貿易自由化を進めることは困難な状況になった。それ故、新ラウンドの実質的な展開は、石油ショックと不況の影響が緩和されるのを待たねばならなかった。

上述の客観的条件の悪化は、先進諸国の経済政策の優先順位に影響を与え、国際経済を管理する新たな機構を生み出した。サミット体制と呼ばれるものがそれである。⁽⁵⁶⁾ 1975年11月のランプイエ会議で始まる先進7カ国首脳会議は、不況からの脱出を円滑にし、インフレ無き成長のために、需要管理策の“国際協力”を模索することになった。アメリカ、日本、西ドイツによる先導的協調的需要喚起策、「機関車論」の追求がそれである。確かに貿易問題もサミットの議題とはなったが、それは保護主義を否定し、再三に渡って東京ラウンドの早期妥結を確認したに過ぎなかった。つまり、貿易自由化の成果を保証するための構造調整の問題は、サミットにおいて必ずしも中心的な位置付けを与えられてはいなかったのである。構造調整が、国際経済上の問題として需要管理策の“国際協力”に並ぶ、若しくはそれ以上の重要性を与えられるようになるのは、ようやく1970年代末のことであった⁽⁵⁷⁾

サミットにおいて日本が、アメリカ、西ドイツに並ぶ大国としての責任を果たすよう求められたことと並行して、ECの対日方針にも変化が見られた。⁽⁵⁸⁾ 1976年11月の欧州理事会は、対日貿易不均衡問題を取り上げた。そして、EC-日本の貿易収支不均衡に対しては、ECからの輸出拡大を主軸にした解決策が模索されることになった。具体的には、菓子類、アルコール類等を含む関税の引き下げや自動車、医薬品等の基準・認証制度等に関連するNTBsの除去等を軸にした日本市場の開放が求められた。確かに当時、鉄鋼、自動車、エレクトロニクス、ベアリング、造船等の日本からECへの集中豪雨の輸出は問題視

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

されてはいたが、欧州理事会の場において具体的な輸入規制を求めるものとはならなかった。このことは、セーフガード問題でもその主たる対象が日本から次第にアジア NICs へと移っていく契機となった。

サミットは東京ラウンドの早期終結も求めたが、景気回復の遅れや 1976 年のアメリカ大統領選挙の影響もあって交渉の進展は殆ど見られなかった。この間のセーフガード・グループの交渉は、1975 年には 4 月と 6・7 月の二回行われた。準備グループ段階で問題とされたことは、「重大な損害 (material injury)」の定義、選択適用の可能性、そして多角的監視制度導入、等であった。交渉に向けての EC の方針は、既存の条項の効果的な適用の困難さの確認、より実際の適用の確立、そして、乱用防止、以上三点であった。そして、実際の交渉では、発展途上国の利害を考慮に入れながら、現在の制度の機能状況の検討、それに基づく改革の内容の検討、以上二点について合意された⁽⁵⁹⁾セーフガードを含む東京ラウンドの通商交渉は 1976 年にも続けられたが、交渉そのものも低調に終わった。セーフガード問題は、EC、アメリカ、日本等が各々の意見を表明し、又、発展途上国の取り扱いを検討することを確認するに止まった。

東京ラウンドの停滞を尻目に、発展途上国は国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development, UNCTAD) を中心にして、先進国に包括的な要求を突き付けるようになってきた。1974 年の「新国際経済秩序」の要求がその典型であるが、東京ラウンドに対しても発展途上国独自の要求を提起していった。1976 年の第 4 回 UNCTAD は、「新国際経済秩序」こそが発展途上国の中心的利害であり、東京ラウンドにもそれと整合性を持つことを求めた。具体的には、先進国間のもものが中心であった通商交渉への発展途上国の完全かつ効果的な参加と東京ラウンドの全ての交渉課題において発展途上国に「特別かつ異なる待遇」を供与することが要求された⁽⁶⁰⁾セーフガード問題でも、その適用対象から発展途上国の輸出を除外すること、若しくは厳格な条件下においてのみそれを許容すること、そして、適用対象とされる国の輸出機会の保証、被害に対する補償、等を求めている⁽⁶¹⁾つまり、セーフガード改革を巡って、EC の目指す方向性とは全く対立する強力な勢力が新たに登場してきたのである。

東京ラウンド交渉は、1978 年から「本質的な (substantive)」段階に入った。1977 年 7 月にアメリカと EC の間で具体的な交渉日程が合意されたことを受けて⁽⁶²⁾ EC は 1978 年 1 月 17 日の閣僚理事会で EC の交渉方針、関税譲許等を

決定した。これに基づいて、同月23日のジュネーブでの非公式会議において、ECは声明を発表し、貿易自由化のみならず、自らの特殊利害を推進することも明確かつ現実的である、と主張した。ここで言うECの特殊利害とは、特に以下の4分野、即ち、1) ガット第6条、アンチダンピング・相殺関税条項の損害(injury)の基準の適用、2) 選択的セーフガード、3) 調和的普遍的関税評価法、そして4) 農業、での同時的な前進を確保することである⁽⁶³⁾ ECは、既存のEC統合の成果であるCAPに関わる利害を堅守することを目指す一方、EC関税同盟形成と同時に設定された共通対外関税の構造と整合的な調和化を基本とした関税引き下げを、即ち、自らの姿に似せた自由化を求めた。それと同時に、貿易管理化のためのセーフガードに重点を置くことを一層明確にしてきたのである。

1978年には、東京ラウンドが妥結に向けて本格的に動き出し、同時にECが自らの重要な利害として選択的セーフガードをより一層前面に押し出すなかで、具体的集中的に交渉が進んだ。しかしこの間、ECは他の参加国、特に日本の関税引き下げ目標(イニシャル・オファー)を不服として、自らのイニシャル・オファーを取り下げた⁽⁶⁴⁾ その結果、ECの関税引き下げ巾の目標は、当初の平均40%から25%前後に後退したのである。そうした中で、交渉の進展状況を表すものが、7月の非公式閣僚レベル会議とその後にだされた「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」⁽⁶⁵⁾である。その中でセーフガードについても触れられている。特に選択的適用に関しては「依然として集中的な交渉の対象事項である」⁽⁶⁶⁾として、交渉国間での合意が未だ形成されていないことを明らかにした。そこで、セーフガードを巡る見解の相違がいかなるものであったのか、さらに見て行こう。

セーフガードを巡っては、大きく分けて二つの考え方があった⁽⁶⁷⁾ 一方は、急激な輸入増加に直面した国がより機動的にセーフガードを活用できるように改革するというものであり、他方はその利用を極力押さえ、既存の双務的セーフガードに基づく輸入規制措置等も削減、撤廃することを求めるものであった。前者の立場を最も強力に主張したのがECであり、アメリカがこれに続いていた。後者の立場に立つものが日本、発展途上国であった。ECはセーフガードの選択的適用によって発展途上国全てに対する適用を回避できると主張し、さらに、発展途上国への特別な差別的取り扱いを拒否している。それに対して、発展途上国側は、発展途上国に対するセーフガードの適用を認めない、若しく

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

は厳格な条件付きでのみ許容する、と主張していた。見られるように、二つの考え方は両極端に位置し、妥協は非常に困難な状況であった。このような背景のもと、先の声明が1978年7月に出されたのである。

1978年後半は、東京ラウンド妥結に向けて一連の通商協議が行われた。さらにその間に、アメリカの相殺関税法を巡るEC—アメリカの対立が交渉進展の一つの阻害要因となったが、最終的にはECに納得のいく形で解決された⁽⁶⁸⁾懸案のセーフガード問題は、11月にECと発展途上国の代表の高級協議で討議されたが、両者の見解の開きを埋めるには至らなかった。その直後のEC閣僚理事会での結論を受けて12月に再度交渉を行ったが、結局、セーフガード問題は妥協が達成されず、交渉継続の必要性を認めざるをえなかった⁽⁶⁹⁾

東京ラウンドの最終的妥結を目指し、それが実現したのは1979年であった。1979年4月には、セーフガード問題を除く全ての分野において大枠の合意が達成されたが、セーフガードのみは歩み寄りが見られなかった。その後ECと発展途上国の間で、集中的に交渉が続けられたが、両者の溝が埋まることはなかった。選択的適用の是非⁽⁷⁰⁾それが認められた場合の適用基準・条件⁽⁷¹⁾を巡って、ECと発展途上国の妥協は形成されなかったからである。発展途上国はむしろ、1979年5-6月の第5回UNCTAD⁽⁷²⁾で示されたように、東京ラウンドそのものへの不満を露にし、発展途上国からの輸入をより一層受け入れられるように先進国の側での構造調整の必要性和発展途上国の利害の保護を求めていた。こうしてECと発展途上国の間でセーフガードについての合意を見ることなく、12月に東京ラウンド合意事項にECを始め参加各国が調印したが、発展途上国はアルゼンチンを除いて、これに調印しなかった。そして、セーフガード問題についてECは、最終的にはその後も非公式協議を続けるという案で妥協するしかなかった⁽⁷³⁾

ECは、自らに似せて“より自由な貿易”の推進を受動的に図った。同時に、その性格を次第に保護主義的なものへと変化させながら、しかもその主たる対象を発展途上国へと移しながら選択的セーフガードを追求していった。しかし、それは結局日の目を見ることはなかったのである。

第4章 選択的セーフガード交渉の評価と残された課題

東京ラウンドの主要な課題の一つとして東京宣言にも盛り込まれ、ECが執

拗に追求したセーフガードの改革は、1979年4月の仮署名においても、その後の集中的な交渉によっても、結局合意に至らなかった。そして、セーフガード問題は、東京ラウンド終結後も非公式協議を続けるという形の妥協によって取捨されるしかなかったのである。それでは、何故にECの選択的セーフガードの追求は失敗したのであろうか？

セーフガード改革の失敗の理由は、発展途上国の台頭と反対にあった。セーフガード改革は、東京ラウンドにおいて一般的となったコード方式によって果たされるはずのものであった。⁷⁴コード方式においては、コード非受諾国には引き続き最恵国待遇が適用される一方、受諾国にはコードの新たな規定が効力を発する。それ故、発展途上国のセーフガード・コードへの不参加は、結局その選択的適用が意味をなさないことになる。ECにとってセーフガードの主要な対象は、アジアNICsからの輸入圧力の緩和であったことから、発展途上国の合意、受諾は不可欠の要件であった。しかし、EC、発展途上国双方が要求するセーフガード・コードの内容は全く対立するものであった。

ECと発展途上国は、セーフガード・コードの殆どの点において見解の相違を見た。ECの要求する選択的適用は、アジアNICsを念頭に置いたものであったのに対し、アジアNICsは他の発展途上国とともにUNCTADの下にまとまり、開発目的のために自らの輸出をセーフガードの対象から除外することを要求した。ECが求めていたセーフガード援用の条件は、輸入国が輸出国の同意無しで一方的に、しかも、国際監視機関の事後承認のみを必要とする、というものであった。それに対して発展途上国側では、輸出国の合意若しくは国際監視機関の事前承認をその条件として求めており、この点でも両者の折り合いはつかなかった。セーフガード発動に伴う輸出国の被害に対して、ECは当初から補償の限定乃至は免除を求めたのに対し、発展途上国にとっては重要な開発原資となる輸出収入を制限するセーフガードの承認に当たって補償措置を確保することが前提であった。つまり、急速な工業化を実現するために輸出市場を確保することが課題であった発展途上国にとって、先進国の輸入規制措置が増大する局面において、さらにそうした傾向を加速するような選択的セーフガードを許容することはできなかったのである。

セーフガード改革は、東京ラウンドにおける交渉のみならず、その前例の経験からも発展途上国にとっては合意しえない問題であった。ガットの例外として交渉され、取り決められた一連の多角的繊維協定(Multi-Fibre Arrange-

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして一”

ment, MFA) は、一種のセーフガード措置であり、選択的セーフガードは、MFA を他の成熟・衰退産業へ一般化する試みであった。しかし、その実績は対象となった発展途上国にとって厳しいもので、その一般化を承認することは出来なかった。さらに、EC は、MFA においても自らの保護主義的、恣意的性格をあらわにしていった。⁽⁷⁵⁾ 1974 年から 1977 年までの MFA-I は年 6% の輸入増加率の維持を輸入国側に求めている。しかし、1978 年の MFA 更新にあたって EC は、輸入国が当初の 6% からより低い増加率へと輸入の増加を制限しうる「正当な乖離 (reasonable departure)」条項の挿入を新たに認めさせた。同時に EC は、MFA に基づく輸入規制に際してアメリカとの関係を悪化させないために他の国からの輸入をより厳しく規制した。こうした前例が、発展途上国のセーフガード改革に対する態度を硬化させ、東京ラウンドにおける交渉をより困難にしていったのである。

通商交渉としてのみ眺めれば、保護主義的な EC のセーフガード改革は、開発のために輸出市場の確保を必要としていた発展途上国を説得しうるものではなかった、ということになる。しかし、それは EC 統合との関連からは、以下のように評価しえよう。

第一に、セーフガード交渉の経緯は、EC の政策方針の修正、当時の介入主義的イデオロギーを表していた。需要管理策の世界大での「国際協力」に EC の方針の重心が移ったことによって、「日本問題」の解決は、輸入規制より日本市場の開放、日本の内需拡大に重点が変化した。しかし、同時にアジア NICs が新たに台頭してきたため、引き続きセーフガード改革が東京ラウンドで模索された。しかも、需要管理策の有効性を高めるために必要な労働組合の協力を取り付けるうえでも、輸入規制が求められたのである。

第二に、セーフガードの要求そのものは、客観的な課題への EC の対応の遅れを示していた。“より自由な貿易”の実現は EC にも新たな国際分業形成のための構造調整を求めるものであった。さらに、石油ショック、労賃と物価の累積的高騰、日本・アジア NICs の台頭もまた、EC に供給面での調整を迫るものであった。そして、EC のセーフガード改革要求は、構造調整という課題に対する EC の受動的、問題先送りの対応を示すものであった。

第三に、EC が効率的な輸入規制措置を必要としていたのは、この時期の EC 統合の弛緩状態を映していた。EC の修正された方針やそれを追求する際の新たな制度的枠組み、通商政策面での加盟各国の独自行動は、必ずしも“主権

の委譲”を促すようなものではなかった。そうした状況下で、CCPの形骸化に歯止めをかけるためにセーフガード改革が求められたのである。

東京ラウンドにおけるセーフガード改革とその失敗が当時のECの特徴と限界を表すものであったとするなら、そのような限界は如何に認識されるようになり、突破されようとしたのか、そして、それはCCPにどのような変化をもたらすものであったのか、見ていこう。そのことは、現在のEC統合の性質を示すものでもある。

セーフガード改革が失敗するのと時を同じくして、1970年代の裁量的需要管理策の限界も明らかとなってきた。1978年のボン・サミットにおける「機関車論」の実行は、その後のインフレ再燃と第二次石油ショックにあつてその限界を露呈したのである。供給能力の伴わない需要喚起策は、インフレを悪化させ、経済を不安定化させる、ということが先進各国において認識されるようになった。⁽⁷⁶⁾低成長下で福祉国家を維持したために、賃金と利潤の間の所得分配において後者が不利となり、投資を抑制したのである。同時に、労働側の交渉力の増大によって獲得された雇用保障は、労働市場の硬直化だけでなく、逆説的ではあるが、労働市場の二重化と若年失業者の増大をもたらした。このような状況下において、“大きな政府”とその政策の失敗、市場への介入を批判し、“小さな政府”、規制緩和そして市場機構の活用を主張する新保守主義が登場してきた。そして、1981年政権につき、単独で需要喚起策を実行したフランス社会党政権も、物価上昇、貿易収支の悪化そしてフランス・フランの下落に見舞われ、供給面に重点をおいた政策への方針転換を余儀なくされた。⁽⁷⁷⁾

供給面を重視した政策への転換は、「日本問題」への対応の変更を迫るものでもあった。第二次石油ショック後、自動車、テレビ、VTR、数値制御工作機械等の輸入急増に対して、ECは構造調整のための息継ぎ期間を確保するために日本にVERを求め、その方針転換を示した。⁽⁷⁸⁾しかし、それは各国毎の残存対日輸入制限をECレベルのものに統一化することを伴わなかった、という点において、域内市場の分断を維持し、日本にVERを求める際にフランスが日本からのVTR輸入をポワチエの税関のみに制限するという圧力を行使したように、未だ加盟国の独自行動も見られた。つまり、構造調整を進めるにあたって厳しい日本からの競争圧力に直面したECは、セーフガード改革に失敗したこともあつて、直接VERを追求するようになったが、それは必ずしもECへの求心力につながるものではなかった。

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして”

ECが日本に対してVERを積極的に追求するのと並んで、CCPの他の保護主義的方策の発展も見られた。即ち、アンチ・ダンピング法の活用である。確かにアンチ・ダンピング法は、すでに1970年代にもしばしば援用されてきた輸入規制措置であり、CCPの一つの方策であった。東京ラウンドにおいてアンチ・ダンピング法もNTBsの一つとしてその規定をさらに明確化し、国際的に統一するコードが作成されたことを受けて、ECもアンチ・ダンピング法の改正を行った。それは、被適用者の権利を明確にするという面では改善が見られたが、同時に保護主義を助長すると見られる修正もなされた⁽⁷⁹⁾。損害の原因の一部がダンピング輸入にある場合でもアンチ・ダンピング法の適用を可能にし、暫定関税の期間を3カ月から4カ月に延長し、場合によってはさらに2カ月の延長を認めた。散発的な場合や価格引き上げの約束(undertakings)が破られた場合には遡及的にアンチ・ダンピング法の適用を許可し、調査の結論までの期間を1年間とした。これらが、ECのアンチ・ダンピング法の保護主義的な修正の内容である。そして、改正当初から予想されたアンチ・ダンピング法の保護主義的性格は、実際のその運用過程で明らかとなった。1980年から1985年のECのアンチ・ダンピング法の運用状況を調べたメッセルリンは、「EC規則は強力な保護主義的傾向を有している」と結論付けている⁽⁸⁰⁾。

上述のような変化に加えて、CCPにおける“主権の委譲”の遅れも見られた。1970年代にECは、1970年、1974年、1979年と計3回の共通輸入自由化措置を取ってきた⁽⁸¹⁾。それらは全てセーフガード条項を含むものであり、しかもそれはEC委員会の発議のみによるのではなく、同時に加盟国独自のセーフガード適用を許容するものであった。ECへの“主権の委譲”という基準からするなら、このような措置は共通政策としてのCCPの意義を限定するものであろう。それ故、加盟国独自のセーフガード援用は、1982年の改正によって共通輸入規則から除外されるものと期待されていた⁽⁸²⁾。しかし、1982年改正の共通輸入規則⁽⁸³⁾を、その前身の1979年の規則と比較すれば明らかなように、セーフガードに関する期待された実質的な変更は何らなされていない。即ち、加盟国自身によるセーフガードの援用の可能性が削除されなかったのである。つまり、東京ラウンドにおけるセーフガード改革は、CCPの発展を促す契機となるはずのものであったが、その失敗によってEC委員会が排他的に輸入を管理する権限の達成は十分果たされなかったのである。

上述の考察は、供給面を重視した政策とイデオロギーの変化は、すぐさま“主

権の委譲”を促すものではなく、時として輸入規制という後ろ向きの保護主義的対応に向かう可能性があることを明らかにしている。ECへの求心力を与えたのは、供給面での構造調整の必要性ということだけでなく、そこにおけるEC固有の課題が存在したからである。

需要面に重点をおいた政策から供給を重視した政策への転換は、先進諸国に共通して見られた変化であったが、ECの場合さらに重要な要素を含むものであった。供給面での構造調整は、まず何よりも投資不足を解消すべきものであったが、ECは同時に所謂ハイテク部門における日米に対する立ち遅れを解決しなければならなかった。EC経済の危機の分析と処方箋を提示した欧州議会向け報告書⁽⁸⁴⁾は、ECのハイテク輸出の衰退傾向を指摘している。さらにその報告書は、ヨーロッパで販売されているコンピューターの8割がアメリカから、VTRの9割が日本からの輸入であること等を例にとり、ヨーロッパの危機の根幹は第三次産業革命の中心をなすエレクトロニクス部門における高い対外依存度、「テクノロジー・ショック」にあるとしている。つまり、新しい技術革新での遅れを取り戻すことが、ECの供給面における対応の固有の課題だったのである。

EC経済の危機が「テクノロジー・ショック」に起因するという認識は、二重の意味でECへの求心力を高めるものであった。エレクトロニクスに代表される新たな技術革新は、研究・開発のための投資が大きく、より大きな市場を必要とする。にもかかわらず、EC域内市場は各種のNTBsによって分断されており、研究・開発投資を回収するに足るだけの市場を提供していないことがしばしば指摘されてきた⁽⁸⁵⁾ECによるVTRの規格統一の失敗とEC系企業の日本企業との競争における敗退は、その典型例である。さらに、各国政府がマイクロ・プロセッサのために支出してきた研究・開発資金は、EC総計で見れば日本の倍に相当するが、各々の計画が重複したために資金量に見合った成果を上げえなかったのである。このことは、逆に言えば、EC加盟各国はECの下にまとまることによって域内市場の潜在的な利益を享受するのであり、非ヨーロッパのコストを削減できるのである。技術革新を推進するという課題は、ECを市場統合に導く求心力があったのである。

他方、「テクノロジー・ショック」が日米という域外勢力への対抗という文脈で提起されたこともまた、ECの求心力を高めるものであった。「テクノロジー・ショック」は、ECが特にエレクトロニクス部門において日米からの輸

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして”

入に依存することを意味するだけでなく、ハイテク部門におけるECの輸出の低下にも結び付くものである⁽⁸⁶⁾第二次石油ショック後、日本からのVTRや数値制御工作機械等のハイテク製品の輸入の急増として「テクノロジー・ショック」は現れ、当初のECの対応は日本に対してVERを求めるというものであった。しかし、日本の対EC輸出増加は、エレクトロニクス部門における日本の競争力の強化に結び付いたものであり、1970年代後半以降需要が急速に伸びた部門へその供給力を振り向けた結果でもあった。他方、ECはそうした需要の変化に必ずしも効果的に対応していなかった⁽⁸⁷⁾それ故、単に日本からの輸入をVER等によって規制しても、そのこと自体は問題の根本的解決にならないのである。1970年代の需要管理策の“国際協力”を日本にも求める流れのなかで後景に隠れていた供給面での「日本問題」が再浮上し、ECが共同して対処しなければならぬ域外勢力が再度登場してきたのである。「テクノロジー・ショック」への対応、域外勢力への対抗という課題がECへの求心力を高め⁽⁸⁸⁾市場機構の活用という1980年代の経済政策イデオロギーに沿った形の処方箋がだされた。それが、具体的には1985年にEC委員会から提案され、その後のEC統合の基本線を規定している「1992年域内市場計画」なのである。

「テクノロジー・ショック」への対応をECとして共同して進めることは、同時にCCPの在り方にも一定の変化をもたらすことになった。1970年代の衰退・成熟産業の整理のための保護の要請から、1980年代には成長産業の育成に重点を移してくることになるのである。ハイテク産業部門を中心とした、輸入のみならず直接投資をも視野に納めたアンチ・ダンピング法の活用は、そのようなECの課題の変化を反映したものである。すでに見たように1980年代前半におけるECのアンチ・ダンピング法は、非常に保護主義的な性格を強めてきた。しかも、当初は肥料、パルプ、ペーリング等の比較的単純な製品がその対象であった。それが次第に、電子タイプライター、CDプレーヤー、半導体(DRAMS)等の主に日本からのエレクトロニクス製品輸入を含むようになってきた。そして、アンチ・ダンピング法の適用を回避するために、日本企業がEC域内に工場を設立するようになると、1987年にECは直接投資も対象にできる所謂「スクレイドライバー規則」を、アンチ・ダンピング法に付加した⁽⁸⁹⁾同規則は、アンチ・ダンピング法の適用を受けた企業が直接投資を通じた迂回販売を行うことを規制するための規則である。同規則は、域外企業のEC内工場で生産された製品が、EC産として域内市場で自由に流通するためには、部

品の一定比率がEC域内で調達されることを求めている。ECは、成長部門におけるEC系企業に“息継ぎ期間”を与えるための輸入規制を行うようになってきただけでなく、さらに注目すべきは、新しい規則によって、ECへの技術移転を促進するように直接投資を管理してきているのである。例えば、「スクリュードライバー規則」は、研究開発をEC域内で行う域外企業をアンチ・ダンピング法の適用から除外しうることになっている。また、「スクリュードライバー規則」を補完する幾つかの原産地規則は、技術的に重要な生産工程をEC域内に設置することを当該製品がEC産であるための条件としている⁽⁹⁰⁾つまり、ECが「テクノロジー・ショック」に対応しようとしたことをうけて、CCPの役割も変化してきているのである。

発展途上国との利害対立によって東京ラウンドにおけるECの選択的セーフガード追求は失敗した。同時にそれは、当時のEC統合方針の特徴と限界、統合の弛緩状態を示すものでもあった。そして、その失敗はその後のCCPの展開にも微妙に影響を与えた。さらに、CCPの背後にあったEC統合方針の限界から、新たな方針の転換が生み出され、それは同時にCCPの役割にも一定の変化をもたらすものであった。

結びにかえて

今まで殆ど顧みられることのなかったEC統合の文脈において、ECとガットの関係を考察するという視角からECの対ガットCCPを分析してきた。本稿が焦点をあてた東京ラウンドにおけるセーフガード改革問題は、需要管理策、政労使協力を基本にした市場への介入を、加盟国の主導と協力を主軸にして行おうとしていた1970年代半ば以降のECの特徴と限界を反映したものであり、同時に加盟国独自の行動によるEC委員会の権威の低下とも不可分に関わるものであった。その意味で、ECがガットの基本原理に収斂するか、否か、という従来の問いかけからは見えてこない、1970年代に固有のその歴史的性格が明らかにされたと言えよう。

他方、東京ラウンドにおける交渉は“より自由な貿易”を求めると同時に貿易を管理化することを求めるCCPの二面的性格を示すものでもあった。ECは、その域外依存の高さ故、関税の標準化型の引き下げという受動的な形ではあったが、“より自由な貿易”へ貢献した。同時に、その特異な域内分業構造と

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

政策決定の在り方から、セーフガードのように貿易の管理化を指向する傾向を有することが指摘された。このような二面性の指摘は、EC統合を“ヨーロッパの要塞化”と見る見方や世界大での自由貿易への第一段階という見方が、どちらもECのある一面のみを過度に強調していることを批判するものである。EC統合そのものが、全ての加盟国に世界大での国際分業に適合的な貿易構造を形成しうることを、常に事前に保証しうるものでない以上、上述の二面性を生み出す契機は常に内在しているのである。

上述の意義は、同時に、今後の課題を暗示するものである。本稿がもつばら1970年代を対象としたことから、1980年代、特に、単一欧州議定書以降のEC統合とその下でのCCPの展開をさらに詳細に考察することが求められよう。アンチ・ダンピング法やその他の保護主義的方策は、「テクノロジー・ショック」への対応という文脈で評価する場合、成功を納めたと言えるのか、否か、ということが問われよう。今後の課題としたい。

註

- (1) ECの通商政策を包括的に扱ったものとしては、Noelke, M. & Taylor, R. *EEC Protectionism: Present Practice and Future Trends*, Brussels: European Research Associates, pp.1-33. 1981, Hine, R.C. *The Political Economy of European Trade: An Introduction to the Trade Policies of the EEC*, Sussex: Wheatsheaf books, 1985, 等を参照されたい。“通商協定の階層”については、Noelke & Taylor, *ibid.* vol. II, pp. 1-33., Hine, *ibid.* pp. 95-99. にある。
- (2) 安藤研一「欧州共同体の共通通商政策の政治経済学—1970年～1973年の対日共通通商政策の展開を中心にして—」『経済学研究(北海道大学)』第40巻第1号、1990年6月、50-78頁。
- (3) Patterson, G. “The European Community as a Threat to the System.”, in Cline, W. (ed) *Trade Policy in the 1980s*, Washington: Institute for International Economics, 1983, Chapter7.
- (4) Klepper, G. “The Next GATT Round: Bilateralism versus Multilateralism?”, *Intereconomics*, Sept.-Oct., 1986, pp. 232-238.
- (5) Camps, M. & Diebold Jr., W. *The New Multilateralism; Can the World Trading System be Saved?*, New York: Council on Foreign Relations Inc, 1983.

- (6) Curzon, G. & Curzon, V. "The Multi-Tier GATT System," in Hieronymi, O. (ed.) *The New Economic Nationalism*, London: Macmillan Press Ltd., 1980, Chapter 8. 兼光秀郎『国際経済政策、サミット・保護主義・ガットの世界』東洋経済新報社、1991年、第7章。
- (7) MacBean, A. I. "How to Repair the 'Safety Net' of the International Trading System", *World Economy*, vol. 1, no. 2, 1978, pp. 149-161.
- (8) ヒンドレイは、VERが輸出価格の上昇を通じて輸出国に利益をもたらす可能性が存在するのに対して、セーフガードはそうした利益を輸出国にもたらさない制度であるために前者に代替することは困難である、としている。Hindley, B. "Voluntary Export Restraints and the GATT's Main Escape Clause", *World Economy*, vol. 3, no. 3, 1980, pp. 313-341.
- (9) 『共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する対理事会および対委員会報告(ウェルナー報告)』(日経調査資料、70-21)。なお、経済通貨同盟計画についての研究としては、田中素香『欧州統一EC発展の新段階—』有斐閣、1982年、特に、その第2章が詳しい。
- (10) 1974年12月のパリにおける欧州首脳会議声明(*Bulletin of the European Communities*, 12-1974, (以下、*EC-Bull.* 12-74と略記する)、pp. 6-13.)の第14項は経済通貨同盟の失敗を確認している。又、Commission of the European Communities, *Report of the Study Group《Economic and Monetary Union 1980》(The Marjolin Report)*, Brussels, March, 1975, も、最初に1969年以來の努力の失敗を表明している。さらに、『マルジョラン報告』は計画のずさんさについて以下の様に論評している。「数年後に経済通貨同盟を実現するためには、単にその成立を宣言すればよいとの単純な考えに基づいて、諸政府がこの事業にとりかかったかのごとくであった」(*ibid.*, p. 4.)
- (11) 『マルジョラン報告』は、パリ声明の延長上にECとしての方針をより一層具体的に示している。
- (12) ゴーリストからも社共連合からも一定の距離をおいていたフランスのジスカール＝デスタン(Giscard d'Estaing, V.)政権、社民党右派の西ドイツのシュミット(Schmidt, H.)政権、労働党内で中道より位置するイギリスのウィルソン(Wilson, H.)政権等が、それにあたる。
- (13) 労働組合の組織力、交渉力の上昇とそれによる労働市場の硬直性を前提として、政労使三者が相互に自らの要求を一定範囲内に自粛することによって経済・社会問題の解決を図ろうとする対応を、一般に「コーポラティズム」と呼ぶ。これに対立するものとしては、労働組合が十分には抱擁しえない勢力(移民、パート労働等)を労働市場に取り入れたり、労働組合そのものの政治力を

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして”

殺ぐことによって、労働市場の柔軟性を復活させることを目指す「デュアリズム」と呼ばれる方策がある。両者は現実の政治経済においては並存しうるのであるが、西欧では1970年代には前者が、1980年代以降は後者の方が優勢となっている。「コーポラティズム」、「デュアリズム」についての理論的、実証的研究としては、J. H. ゴールドソープ編/稲上毅・下平好博・武川正吾・平岡公一訳『収斂の終焉、現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』有信堂、1987年、を参照されたい。

- (14) パリ声明や『マルジョラン報告』が、国際収支黒字国に先導的需要喚起策を求めたことは、加盟各国が同じ政策を取るように経済政策を収斂させるものでないことは明らかである。
- (15) EC統合を先導してきたEC委員会の地位を相対的に弱体化し、政府間主義(inter-governmentalism)を助長する側面が欧州理事会にあったことは否定しえない。『マルジョラン報告』は、確かに長期的な計画の具体的策定を否定しているが、それでもECとしての諸方策の充実を要求し、EC委員会の権限強化を進めることによって、経済通貨同盟計画を実現するための「政治的意志」を生み出しうる環境の整備を図ることを求めている。このことは、ECが政府間主義へと後退することへの懸念の表れであり、『マルジョラン報告』が、EC委員会からの要請によって、前EC副委員長のマルジョランを中心に作成されたという経緯からするならば、いたって自然な結論と言えよう。なお、欧州理事会についての包括的な研究としては、Bulmer, S. & Wessels, W. *The European Council, Decision-Making in European Politics*, London: Macmillan, 1987. を参照されたい。
- (16) フランスは、次第に西ドイツよりのインフレ抑制に政策の重点を移してきていたが、同時に西ドイツに景気刺激策を取ることを迫ることも忘れていなかった。Bulmer & Wessels, *ibid.*, pp. 60-62. フランスのインフレ抑制策への方針転換については、葉山滉『現代フランス経済論』日本評論社、1991年、特に、33-49頁を参照されたい。また、石油ショックとそれに対する対応の相異が、その後のEC各国の経済状態を異なるものにした、ということに関する分析として、Commission of the European Communities, *Changes in Industrial Structure in the European Economies since the Oil Crisis 1973-78: Europe, its Capacity to Change in Question!*, Brussels, 1979. を参照されたい。
- (17) 先進七か国サミットについては、R. D. バットナム & N. ベイン/山田進一訳『サミット [先進国首脳会議]』TBSブリタニカ、1986年、が詳しい。
- (18) 「米国の圧倒的支配によって確保されてきた覇権的安定にかわって、世界経済を支える新集団指導体制という応急の仮帆の装備が必要になったのであ

- る。」パットナム&ベイン、前掲書、20頁。
- (19) 「議論するには強力だが、決定するにはそれ程でもない」(Urwin, D. W., *The Community of Europe: A History of European Integration since 1945*, London & New York: Longman, p. 178.) という当時の欧州理事会の特徴は、ECの弛緩状態を象徴的に表現するものである。
- (20) EC加盟国が直面していた問題が、需要管理策によっては解決しえないものである、との認識がEC内部で一般化してくるのは、1970年代末以降である。R. ダーレンドルフ編『ヨーロッパ経済の危機—岐路にたつ成熟社会—』日本経済新聞社、1982年、における分析は、そのような認識の変化を示す好例である。
- (21) 需要管理策の有効性に対する当時の根強い信頼を表すものとしては、OECDマクラッケン・レポート/小宮隆太郎・赤尾信敏訳『世界インフレと失業の克服』日本経済新聞社、1978年、を参照されたい。
- (22) 『マルジョラン報告』は、共同体失業救済基金の創設を求めているが、その根拠として以下のように言っている。「市場の開放、そしてこれがもたらす特化と地理的再配置の効果は、共同体の責に帰せられるべき摩擦的失業によって、しばしば表される」(Commission, *op. cit.*, p. 34.)。他方、Commission of the European Communities, “Guidelines for Community Regional Policy (Communication and Proposals submitted by the Commission to the Council on 3 June 1977)”, *EC-Bull.*, Supplement 2/77, 1977. は、地域政策の目的の一つは、「世界経済の構造変化や共同体自身の政策の枠内で取られた措置から生ずる新たな地域的な不均衡を防ぐ」(*ibid.*, p. 7.) ことであるとしている。つまり、“より自由な貿易”の追求過程は、社会的、地域的不均衡を引き起こすことが認識されていたのである。
- (23) 田中素香、前掲書、184-185頁。
- (24) ECの共通産業政策については、Swann, D. *Competition and Industrial Policy in the European Community*, London & New York: Methuen, 1983, が詳しい。
- (25) M. アルベール(千代浦昌道訳)『ヨーロッパの賭、経済再建への切り札』竹内書店新社、1985年、Richonnier, M. “Europe’s Decline is not Irreversible”, *Journal of Common Market Studies*, vol. 22, no. 3, Mar. 1984, pp. 225-243.
- (26) イギリスの対EC政策を扱ったものとしては、George, S. *An Awkward Partner; Britain in the European Community*, Oxford: Oxford University Press, 1990. を、特に1970年代のウィルソン・キャラハン労働党政権については、pp. 71-136. を参照されたい。
- (27) キャラハン(Callaghan, J.) 首相の“ファイブ・ポイント・プラン”は、ま

“欧州共同体とガット、一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

ず第一に、より高い成長率の達成を最重要課題として掲げ、供給を維持するためのエネルギー政策、保護主義を防ぐための貿易の拡張、発展途上国への資本流入の増加、そして、IMFの枠内における通貨安定の促進、以上の五点を含むものであった。Statler, J. “The European Monetary System: From Conception to Birth”, *International Affairs*, vol. 55, no. 2, Apr. 1979, p. 208.

- (28) George, 1990, *op. cit.* p. 126-131.
- (29) Commission of the European Communities, “Development of an Overall Approach to Trade in View of the Coming Multilateral Negotiations in GATT (Memorandum from the Commission to the Council forwarded on 9 April and amended on 22 May 1973)”, *EC-Bull.*, Supplement, 2/73.
- (30) OECD, *Policy Perspectives for International Trade and Economic Relations*, Paris: OECD, 1972, pp. 81-84.
- (31) E. W. ホワイト「GATT体制と今後の通商交渉」『季刊現代経済』(11)、1973年、72-87頁。
- (32) 佐々木隆生「戦後国際経済の政治経済学」、藤田勇編『権威的秩序と国家』、東京大学出版会、1987年、第三章、は、第二次世界大戦後の世界経済の編成原理として“国際協力”が果たしてきた役割とその限界を明らかにしている。
- (33) 「それ（EC：引用者）は、自らの貿易収支がアメリカに対して今まで赤字であるという事実にもかかわらず、アメリカの貿易・国際収支問題の解決に重要かつ継続的な貢献を行いつける。」、*EC-Bull.* 1-72. p. 16.
- (34) 数字は、Commission of the European Communities, *European Economy*, no. 7, Bruxelles, Nov. 1980, の付属統計から算出。
- (35) 関税同盟の分析を基本にした既存の統合理論は、域内における自由な市場の形成に伴う産業の国境を越えた地理的な再配置、さらにそれが残余世界との経済関係を再編成するにあたって提起する問題を扱っているものではない。何故なら、既存の理論は貿易がもたらす静態的、動態的利益とその厚生への影響に関する研究に終始しており、地理的広がりを想定していないからである。しかし、域内分業の形成を通じて作り上げられる加盟各国の経済構造なり、貿易構造は、“主権の委譲”を進めるにあたってその程度、内容を決定する重要な要因となりえよう。本稿脚注22)で示したことは、この点と密接に絡むものである。本稿においてこのような理論的問題にこれ以上立ち入ることはできないが、今後の課題としたい。なお、既存の統合理論の包括的なサーベイとしては、Robson, P., *The Economics of International Integration*, 3rd ed., London: Unwin Hyman, 1987. を参照されたい。
- (36) EC-日本通商協定交渉においてセーフガード問題が提起された経緯につ

いては、安藤、前掲論文を参照されたい。

- (37) 1973年から1981年までEC委員会の対日・北米局に勤務したメイネルは、「1970年代、……、共同体の努力の重点は、日本から共同体への輸出の規制によって貿易不均衡の拡大を救済するよりも、むしろ日本市場の「開放」に向けられた」と述べている。Meynell, B. "Realtions with Japan: The Problem and the European Community's Response", in Tsoukalis, L & White, M. *Japan and Western Europe, Conflict and Cooperation*, London: Frances Pinter, 1982, ch. 7., 引用は p. 115.
- (38) ECとアジア NICs との貿易関係については、主に、Noelke & Taylor, *op. cit.*, pp. 165-173. を参考にした。
- (39) 他にも、例えば、「アメリカが韓国からのカメラの輸入を半減させた1977年から1979年に、ECはその輸入を倍以上に増加させ、輸入額も1400万ドルに達した」(*ibid.*, p. 167.) という事実が指摘される。
- (40) ECは、発展途上諸国に各種の特恵を供与していたが、アジア NICs に対しては一般特恵制度 (General System of Preference, GSP) を適用していた。GSPは、セーフガードを含んでいたが、それはGSPの下での関税の特恵分を免除するだけのものであり、アジア NICs からの輸出伸長に対しては不十分なものであった。さらに、アジア NICs は低賃金、劣悪な労働条件によって競争力を確保し、輸出の伸びを果たしているという批判、「ソーシャル・ダンピング」論があった。Cable, V., "Britain, The 'New Protectionism' and Trade with the Newly Industrialising Countries", *International Affairs*, vol. 55, no. 1, Jan. 1979, pp. 1-17. は、ヨーロッパにおける「ソーシャル・ダンピング」論を批判的に紹介している。
- (41) フランスの「管理された自由貿易」については、Barre, R. "Le point de vue de la France, Pour une liberté organisée des échanges", *Journal de Genève*, 15 Septembre 1977., IMF "The Rise in Protectionism", *IMF Pamphlet Series*, No. 24, Washington D. C.: IMF, 1978. pp. 65-66. を参照されたい。
- (42) *The Economist*, Nov. 5. 1977., p. 119. は、イギリスの通商大臣、外務大臣による自由貿易批判の演説を紹介している。
- (43) *Parliamentary Debates: House of Commons, official journal*, 1977-78, vol. 943, 6 Feb. 1978, 1005-1006., vol. 945, 10 Mar. 1978, 827.
- (44) 貿易の管理化は、自律的な有効需要喚起策を実行するためにも必要である、とアカデミックなレベルからも支持を受けていた。Cripps, F & Godley, W. "Control of Imports as a Means to Full Employment and the Expansion of World Trade: the UK's Case", *Cambridge Journal of Economics*, vol. 2, no.

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

- 4, Dec. 1978, pp. 327-334. しかも、彼らは同時に、成長を促進することこそが構造調整のための最良の政策である、としている。
- (45) イタリアの対外支払い預託金制度とその導入の経緯については、藤川鉄馬『イタリア経済の奇蹟と危機』産業能率大学出版部、1980年、31-32、39-40頁を参照されたい。
- (46) ECの対応策については、*EC-Bull.* 5-74, pp. 6-13., *EC-Bull.* 6-74, pp. 23-26., *EC-Bull.* 7/8-74, pp. 19-22.
- (47) 当時の西ドイツ首相のシュミットは、この点を最もよく理解していた一人であった。経済政策運営における政府と労働組合の関係の重要性についての彼の考え方については、H. シュミット（永井清彦・片岡哲史・三輪晴啓・内野隆司訳『ドイツ人と隣人たち（上）』岩波書店、1991年、255-258頁、を参照されたい。
- (48) 表—6に示されているものは全てECとしての措置ではなく、加盟国が独自に取ったものである。この表は、特定の輸出国側からの報告を基にして作成されたものであり、共通の基準に沿ったものではなく、しかもそれは全ての国を網羅しているわけではない。これは、1970年代の輸入を規制する種々の方策が、VERをはじめとしてガットの枠外で行われてきており、その全貌を正確に把握することはきわめて困難なためである。その意味では、不十分かつ不正確さを免れないことを予めことわっておく。
- (49) *EC-Bull.* 1-72, pp. 15-18. 東京ラウンドの交渉経緯については、EC等の公式出版物を基本にして、新聞等の報道も合わせて利用した。
- (50) *EC-Bull.* 3-72, pp. 57-58.
- (51) *ibid.*, p. 57.
- (52) *EC-Bull.* Supplemente. 2-73, *EC-Bull.* 4-73, pp. 65-66., *EC-Bull.* 5-73, pp. 60-61., *EC-Bull.* 6-73, pp. 67-68.
- (53) 東京宣言の前文は、*EC-Bull.* 9-73, pp. 9-12. に掲載されている。なお、セーフガード改革については、第3項(d)で指摘されている。
- (54) 宮崎弘通「新国際ラウンドと日本」、『世界経済評論』17(11)、1973年11月、4-17頁。なお、日本の代表の一人として東京会議に参加した同氏は、フランスとアメリカの妥協形成に日本も多大な努力をしたことを強調している。いずれにしても、この問題が当時のEC委員会の役割は未だ限定的なものであったことを表している、ということに変わりはない。
- (55) 国際的な宣言につきものの曖昧さは、セーフガードに限らず東京宣言全体にも見受けられる。「交渉の具体的中味は、すべて今後の交渉事項として残した形となっている」東京ラウンド研究会『東京ラウンドの全貌』日本関税協会、1980

年、18頁。

- (56) パットナム&ペイン、前掲書。
- (57) 1979年4月に三極委員会によって提出された報告書、『産業政策と国際経済』は、国際経済における問題認識の変化を示唆するものであった。細見、Pinder, J., Diebold, Jr. W. 「産業政策と国際経済 I」『調査月報 (大蔵省)』第68巻第8号、1-28頁、同「同 (II・完)」『同』第68巻第9号、1-34頁
- (58) 1976年11月29・30日の欧州理事会対日声明については、『日本経済新聞』1976年12月1日、にある。
- (59) Commission of the European Communities, “Aide-Memoire on the Multilateral Trade Negotiations in GATT”, *Information*, Spokesman’s group, Brussels, Nov. 1975.
- (60) 1976年5月にナイロビで行われた第4回 UNCTAD は、東京ラウンドへの態度を明らかにしている。UNCTAD, “Development in the Multilateral Trade Negotiations”, in *Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development, Forth Session, Vol. III Basic Documentation*, New York: United Nations, 1978, pp. 60-70. また、R. E. ヒュデック (小森光夫編訳) 『ガットと途上国』信山社、1992年、はガットと発展途上国の関係の歴史的発展を扱ったものである。合わせて参照されたい。
- (61) UNCTAD, *ibid.*, p. 65.
- (62) *EC-Bull.* 7/8-77. p. 66.
- (63) *EC-Bull.* 1-78. pp. 7-10. ここで言うガット第6条の損害基準の適用とは、アメリカによる EC からの農産物輸入に関わるものである。アメリカには、国内産業に損害が無くとも補助金付き輸出に対して自動的に相殺関税を賦課する国内法があり、これは EC の CAP の下での補助金付き農産物輸出に大きな影響を与えるものである。そこで、EC はアメリカにこの国内法を施行しないためのウェーバーの延長を求めている。東京ラウンド研究会、前掲書、39-40頁。
- (64) Commission of the European Communities “GATT: Tokyo Round: The EEC Presents a List of Possible Withdrawals from its Original Tariff Offer”, *Press-release*, Brussels, 27 Apr. 1978.
- (65) *Statement by Several Delegations on Current Status of Tokyo Round Negotiations*, Geneva, 13 July 1978.
- (66) *ibid.* p. 9.
- (67) この時点でのセーフガード交渉については、主に以下の資料によった。Communautés Européennes, “Towards a Reform of the International Safeguard Mechanism”, *Information à la Presse du Bureau de Genève, GATT-*

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

Multilateral Trade Negotiations (Tokyo Round) Background Note, Genève: 30 May 1978.

- (68) 東京ラウンド研究会、前掲書、39-40頁。
- (69) *EC-Bull.* 11-78, pp. 56-57., *EC-Bull.* 12-78, pp. 77.
- (70) Commission of the European Communities, “GATT Multilateral Trade Negotiations, Final Report on the GATT Multilateral Trade Negotiations in Geneva (Tokyo Round) and Proposal for Council Decision, *COM (79) 514 final*, Brussels 8 Oct. 1979, pp. 16-17.
- (71) GATT, *GATT Activities in 1979 and Conclusion of the Tokyo Round Multilateral Trade Negotiations (1973-1979)*, Geneva, 1980, pp. 31-35.
- (72) UNCTAD, “Implications for Developing Countries of the New Protectionism in Developed Countries”, in UNCTAD, *Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development, Fifth Session, Vol. III Basic Documentation*, New York: United Nations, 1981, pp. 47-55. (但し、本報告は1979年3月6日に発表)並びに、UNCTAD, “Multilateral Trade Negotiations, Evaluation and Further Recommendations Arising therefrom”, in UNCTAD, *ibid.*, pp. 56-76. (但し、本報告は1979年4月2日に発表)、を合わせて参照されたい。
- (73) GATT, *op. cit.*, p. 39.
- (74) 東京ラウンドで取られたコード方式については、ヒューデック、前掲書、89-96頁、を参照されたい。また、コード方式の評価は、ガットに柔軟性を与える新しい多角主義の在り方としてこれを肯定するものと、ガットに新たな差別性を持ち込むものとして否定的見解を取るものに分けられる。前者の例としては、Camps & Diebold, *op. cit.* があり、後者の例としては、Krasner, S. D. “The Tokyo Round: Particularistic Interests and Prospects for Stability in the Global Trading System”, *International Studies Quarterly*, vol. 23, no. 4, Dec. 1979, pp. 491-531. がある。合わせて参照されたい。
- (75) ECのMFAへの対応については、Hine, *op. cit.*, pp. 107-113., Farrands, C. “External Relations: Textile Politics and the Multi-Fibre Arrangement”, in Walles, H., Walles, W. & Webb, C. (ed.), *Policy Making in the European Community, 2nd ed.*, Chishester, New York: John Wiley & Sons, 1983, pp. 295-319. を、参照されたい。
- (76) サミットにおける需要管理から供給重視への認識の変化については、パットナム&ベイン、前掲書、144-151頁を、欧州における認識の変化については、ダーレンドルフ、前掲書、アルペール、前掲書等を参照されたい。

- (77) フランスの方針転換については、葉山、前掲書、150-179頁、を参照されたい。
- (78) Commission of the European Community, "The Trade Policy of the Community and Japan: A Re-examination", *COM* (80) 444, July, 15, 1980. は、ECの対日方針の転換を示している。また、メイネルもECの転換を指摘している。Meynell, *op. cit.*, p. 115.
- (79) 1979年12月に改正されたECのアンチ・ダンピング法(理事会規則第3017/79号)についての評価としては、Noelke & Taylor, *op. cit.*, pp. 279-285. を参考にした。
- (80) Messerlin, P. A. "The EC Antidumping Regulations: A First Economic Appraisal, 1980-85", *Weltwirtschaft Archiv*, Band125, Heft3, 1989, ss. 563-587. 引用は、*ibid.* s. 585.
- (81) 各々、「理事会規則(EEC)No. 1025/70」、「理事会規則(EEC)第1439/74号」、「理事会規則(EEC)第926/79号」によって実行された。それぞれ日本経済調査協議会から、『日経調資料72-12』、『同74-6』、『同81-12』として翻訳されている。
- (82) Gard, L. M. & Riedel, J. "Safeguard Protection of Industry in Developed Countries: Assessment of the Implications for Developing Countries", *Weltwirtschaft Archiv*, Band116, Heft3, 1980, ss. 471-492、特に、s. 478、脚注1。
- (83) 「理事会規則(EEC)第288/82号」。同じく日本経済調査協議会から『日経調資料82-3』として翻訳されている。
- (84) アルベール、前掲書。
- (85) 域内市場が分断されていることの不利益に対する批判としては、ダーレンドルフ、前掲書、アルベール、前掲書、等も参照されたい。
- (86) Goybet, P. & Zangl, P. "Community Foreign Trade: The Equipment Goods Industry under Threat", *European Economy*, no. 16, July 1983, pp91-128.
- (87) Buigues, P. & Goybet, P. "Competitiveness of European Industry: Situation to Date", *European Economy*, no. 25, Sept. 1985, pp. 9-33.
- (88) 必ずしもECに対して好意的ではないイギリスのサッチャー首相ですら、1984年には以下のように述べている。「我々は、アメリカと日本からの技術的挑戦に対抗する我々の能力にとって重要な……財とサービスの純粋な共同市場を創出しなければならない」Thatcher, M. "Europe-the Future", *Journal of Common Market Studies*, vol. 23, no. 1, Sept. 1984, pp. 73-80. 引用は、p. 74.
- (89) 「スクリュードライバー規則」については、Grolig, O. & Bogaert, P. "The

“欧州共同体とガット，一東京ラウンドにおける選択的セーフガードを中心にして—”

Newly-Amended EEC Anti-Dumping Regulation : Black Holes in the Common Market?”, *Journal of World Trade Law*, vol. 21, 1987, pp. 79-87. を参照されたい。

- (90) 委員会規則 288/89、委員会規則 2071/89 は各々、域外企業によって E C 域内で生産される IC チップとコピー機が E C 産であるための条件を規定している。どちらの規則も、技術的に最も重要な生産工程乃至は部品供給が E C 域内であることを求めている。

付記

本稿は、平成 4 年度科学研究費補助金奨励研究 A 課題番号 04730022 の研究成果の一部である。